

第18回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時：平成14年12月6日(金)午前10時から午後3時10分まで

開催場所：百景苑 2F「百景の間」

出席委員：宮地委員長以下13名出席(高田委員欠席)

田中治水・利水検討室長

お待たせ致しました。定刻となりましたので、只今から第18回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

皆様、おはようございます。年末の大変お忙しい時でございますが、ご出席を頂きましてありがとうございます。今回で18回ということになりましたけれども、新聞紙上の報道でもお分かりのように、現在、部会とか小グループにおいて、7河川の流域の審議が進んでおります。このうちの5つの河川につきましては、委員会報告に向けて大詰め審議に差し掛かっているように伺っております。本日はこういう部会、それから小グループからのご報告を頂きまして、その報告の中で特に委員会の意見を聞きたいとか、審議をして欲しい、そういう必要な事項についてご発言頂きまして、審議を進めたいと考えております。今年ももう師走になりまして、年内、今日とあと25日と2回ということになっております。まだまだ、先が険しい道があると思っておりますけれども、有意義な会合になりますようにご協力をお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員ですが、14名中11名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお、大熊委員さんは若干遅れるというご連絡を頂きました。また松岡委員さんは午後より出席というご連絡を頂いております。議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思います。番号振ってございますが、部会報告資料の関係で1の1、1の2、1の3です。それから、財政ワーキングからの報告ということで、資料2の1、2の2でございます。確認をお願いしたいと思います。それと事務局の方からご連絡致しますが、この度の人事異動によりまして、お手元の次第の最後にありますけれども、幹事名簿をご覧頂きたいと思っております。幹事長代理の河川課長に小林が就任致しましたので、幹事名簿を提出致しました。それから、県では12月から検討委員会等、公開で行っているものについては、その審議状況を音声で県のホームページに掲載することになりました。当委員会も本日の委員会から審議の音声を県のホームページの方へ掲載させて頂くということで、ご了承をお願いしたいと思います。それでは委員長、議事進行の方、お願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。音声ホームページに入っているということ、大分、臨場感のある会議になるわけですが、どうぞよろしくお願い致します。本日の議事録署名人を指名させて頂きます。今回は藤原委員と、松岡委員お見えになりませんで、松島(貞)委員、お2人をお願い致します。それでは次第に書いてございますように、部会の報告からお願いをしたいと思います。各部会についてご報告をお願い致します。順番で黒沢川、いかがでしょうか、お願い致します。

高橋委員

はい、それでは黒沢川部会のご報告を申し上げたいと思っております。第12回の部会を11月15日に開催しております。これにつきましては、財政ワーキングの方から問題を提起されておりました河川維持流量ゼロの問題、農業用水に関する水利権の調整の問題、それから利水に関する支援の問題という3点がございました。それについて審議を行っております。特に、維持流量の問題につきましては、部会案はゼロということでございましたけれども、現状を見ながらゼロというのは問題

があるだろうということになりました。従いまして、12月4日に開催をした第13回で決定を致したのは、県がダム計画で示しました1/10、10年に1回の渇水量を元に致しまして4、100m³/日を基本と致しまして、河川維持流量2、300m³/日ということに決めました。従いまして、残りの1、800m³/日については農業用水ということで決定を頂いております。従いまして、利水の問題について黒沢川からは求められないという計算上の話になりますので、全量を地下水に求める案が提案をされました。これにつきまして、これからの課題が多く出ると思いますが、財政ワーキングに試算をして頂くということをお願いをしたいと思います。それから、農業用水の転換の問題でございますけれども、実際水を使っている三郷村の組合さん、雑用水を使っている組合さん、正副組合長さん並びに会計さん、6名の出席をお願い致しまして、ご意見を頂きましたけれども、非常に厳しいご意見でございました。これらについても、部会としては、利水ワーキングに少し深く検討して頂きたいという話になりました。これについて、事務局を通じて利水ワーキングの座長であります石坂さんをお願いをしているところでございます。加えて県の支援についても少し突っ込んだ検討、審議をして頂きたいと思っております。今のところ黒沢の場合は公聴会の日取りも決められないような状況になっております。簡単ですけど以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。いろいろご質問もあると思いますが、少しあとでまとめて頂きたいと思っております。それから、議事でございますように午後の議事で各部会の抱えている問題というようなところもございますので、突っ込んだ話はその辺のところをお願いするようになるかとも思っております。よろしくお願い致します。それでは、郷土沢川部会、お願いを致します。

竹内委員

はい、それでは、ご報告致します。第1回から11回までは既に検討委員会で報告しておりますので、第12回から報告を致します。8ページをご覧頂きたいと思っております。まず11月8日、第12回部会を開催致しまして、利水ダム案について審議を行いました。それから、硝酸性・亜硝酸性窒素を除去できる施設について審議を致しました。それから公聴会を11月20日に開催したわけですが、そこで意見を聞くために、利水対策案、治水対策案について審議を行いました。ダムによる洪水対策案、ダムによらない応急河川改修による洪水対策案。利水対策案は、として、ダムによる水道水源の確保、蛇川からの取水が可能となった場合の南部簡易水道の有効利用、新たな地下水水源の確保とした案をまとめました。それから、11月20日、第13回の部会を開催致しまして、硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設の実例について調査をし、審議を致しました。それから財政ワーキングの報告と長野県の財政状況について審議を致しました。それから、利水対策案の施設配置計画、費用について質疑を行い、利水対策案について審議を行いました。11月20日は引き続き第1回の公聴会を開催致しました。お手元の資料1の3をご覧頂きたいと思っておりますけれども、郷土沢川(芦部川)に関係する住民の意見をお聞きしたい治水・利水対策案、ということで、この案をそれぞれ住民の皆さん方に提示を致しまして、さらにまたケーブルテレビなどもお願い致しまして、それぞれ解説なども交えた呼びかけもして頂きまして、公聴会に臨みました。そしてここに書いてありますように、先程説明しましたけれども、郷土沢ダムと河川改修による対策案、河川改修のみによる対策案、それから利水対策案としては、郷土沢ダムによる水道水源の確保、南部簡易水道水源の一部を利用する案、これは蛇川からの取水を南部簡易水道のみでなく、北部簡易水道と接続する案。それから新たな井戸による水道水源の確保、これは硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設を設置併用する案ということで、このことを示しまして、公聴会で意見を頂きました。流域住民19人の方に意見を述べて頂きました。11月28日、第14回部会を開催致しまして、公聴会での口述内容の報告を行い、公聴会の意見を踏まえて各利水案の審議を行いました。部会案は治水・利水ともにダムによる案と、ダムによらない案の両論併記とすることになりました。それぞれ意見として一本化することに努力をしたわけですが、どうしても意見が一本化できないということでございまして、特にダムによる、要するに郷土沢川の水を何とか利用したいという考え、それから過去の経緯、それと同時に環境に対する負荷、そして硝酸・亜硝酸窒素の除去できる施設があるというもの

でダムによらない案、この考え方が、将来の井戸水に対する枯渇の問題、あるいは、そこに水があるのになぜ飲めないのか、というようなことの過去の経緯がどうしても一本化に至らなかったということでございます。今後につきまして、次回部会報告案を21日にまとめるということで計画されておりますが、前回の14回部会におきまして、今後の判断に資するため、これは賛成、反対両方から出た意見でございますけれども、住民アンケートなどの手法も取り入れたらどうか、要するに判断材料として取り入れたらどうか。あるいは最終的には村の生活貯留ダムですから、利水に関わる課題が多いということで、治水についてはある程度の代替案として方向付けできるわけですが、最終的には村の利水は村の事業であるという観点から、その判断については住民投票なり、そういう手法も含めて検討すべきではないかという意見が出されております。最終的には次回報告をまとめる段階で検討をするということになっております。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。では、上川部会よろしく申し上げます。

植木委員

はい。ページで言いますと11ページでございます。前回の検討委員会が11月5日にございましたので、それ以降の部会の内容についてお伝え致します。11月6日に第10回部会が開催されております。内容としては、これまでいろいろと議論がされた中での再確認という意味もいろいろございまして、更にまたそこから出てきた問題点、例えば、上川が本流なんでございますが、その支流である宮川、それから、取翻川との関係をどういふふう理解するか、そういった問題。それから上川の河川の流下能力、どういふような河川改修によればどれくらい流れるのかと、そういったようなことを検討しております。この時点で、だいたい部会長としては議論はほぼ出尽くしただろうという判断の元です。勿論そのあとも続けておりますが、とりあえずたたき台として部会長案を提出しました。その内容は、基本的には蓼科ダム計画は中止として、当面は河川改修を治水安全度およそ1/50確率で対応していく、流域対策を加えることによって治水安全度1/100確率を確保するというような基本的な考え方で審議致しました。その結果、ほぼ部会員全員だと私は記憶しているんですが、この案に対して支持をして頂いたということになっております。続きまして11月14日に第11回目の部会を開催しております。ここでは財政ワーキンググループから部会案の内容について試算が述べられました。更に水田貯留の問題も含めていろいろと検討しております。水田貯留の問題、後程ちょっと触れますが、上川では水田貯留の問題をかなり重点的に取り扱っております。今後これがいろいろな面で議論していかざるを得ない、ひとつの新たな取り組みでございますので、この第11回では、その水田貯留についての認識を深めたということになっております。それから公聴会を開催しようということ。これは既に大分前から決まっておりますが、その日程と場所を確認したということになっております。それから、第12回、これは現地検討会でございます。一応、部会の基本案が了承されましたので、それに基づいて上川流域の総合治水対策案ということで、ひとつは認識を深めると、またそういった方向が基本的に出た訳ですから、もう一度それを踏まえて現地検討会をやってみたらまたいろんな見方、考え方が出ただろうということで、22日に現地検討会を開催しております。更に11月30日に公聴会を開催致しました。上川流域総合治水対策基本案、これはお手元でございます資料1の2でございますがこれを説明致しました。基本的には、ここに書いてありますように1から4まで大見出しがございまして、最後に付帯事項というものを付けております。簡単にこれについて述べますと、基本方向は多様な発想に基づく総合的治水・利水対策によって、地域住民の生命と財産を守ること、これをまずは基本理念としよう。そして、良好な自然の維持と豊かな人間形成の場として、たゆまぬ環境保全の整備・向上に向けて努力していくんだ、ということがその基本方向としてあります。2番目にその基本的枠組みでございますが、これは1から5まであります。先程言いましたように、河川改修は1/50の治水安全度によって対応すると、更に総合的、多面的視点から、特に水田、遊水池、ため池、森林等を中心に有効と思われる諸対策を積極的に進めていこうということです。これによって合わせて、1/100の治水安全度を確保するんだという前提で行います。それから3つ目として利水

のことについて触れております。利水というのは、基本的には治水機能を補完する役割を合わせ持つんだという認識でございます。そういったことから産業及び一般生活用水のあり方について、可及的に整備を進めていきたいと。例えば雨水タンクとかそういったことも含めて後半の方それぞれ見て頂きたい。4つ目としては、蓼科ダム計画は、建設計画は中止とし跡地利用を再検討すると。それからもうひとつ、上川では総合的な治水・利水対策ということでございますから、どうしても問題となってくるのは、従来の枠組みではなく、今後地域住民と行政とが、どうしても一体となって連携を深めてやっていくんだ、ということでございます。この辺も後ろの方には書いておりますが、これは今後、是非とも重要であるということで、一昨日の部会でもこの案を絵に書いた餅にするのではなくて、それを具体化するためには、何らかの協議会、地元の協議会といいますが、あるいは、まだ正式ではないんですが連絡会とか、そういったものを設置するんだというようなことまでは話し合われております。細かい点については、皆さんちょっと読んで頂きたいと思っています。これに基づいて公聴会を開催致しまして、流域住民29名から口述頂きました。更に多少時間がございましたので、追加的に8名ほどの市民の方から意見を伺い、更に5、6点の意見書も出されております。この公聴会では、部会が提出しました基本案に対して、ほとんどの方がこれを理解して下さったというふうに思っております。細かい点では、いろいろと疑義もございました。それは今後の課題ということですね、進めていかざるを得ないのですが、市民の側からも、この基本案に対して支持を受け、部会としては大変安心したというところでございます。それから、12月4日に第13回部会を開催致しました。一昨日でございます。公聴会を受けてですね、まあ、もう一度この基本案を見直す点は見直そうと、まあ、大きくは変わらないんですが、もう少し修正点、部分的な修正点がありましたので、それを検討したということでございます。今、お配りした資料1の2はですね、この、まだ修正されてないものです。まだこの基本案、今ある資料の基本案は、多少の修正がまだあるということをご理解しておいてください。本日の検討会に対してですね、どういったことを議論して頂きたいかというようなことも13回の部会ではやっております。できればですね、20日、次回、予定しております、部会を予定しております。そこでは基本案を最終的に決定する。それから、部会報告を審議するというので、この次の検討委員会で部会報告書を出せばというふうに思っております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、角間川お願いを致します。

風間委員

はい、それでは角間川部会からの報告をさせて頂きたいと思います。第1回につきましては、既に前回の検討委員会にて報告済みでございますので、第2回からの部会の状況を報告させて頂きます。13ページでございます。第2回の部会は、11月6日、山ノ内町文化センターで行いました。議事内容につきましては、森林ワーキンググループからの説明とそれに対する質疑、利水ワーキンググループからの説明及び質疑を行ったところでございます。そして大変重要な部会の進め方についての審議を行いまして、様々な意見があったわけでございますが、各委員からダムによらない治水・利水対策案の材料、あるいはアイデア、こういったものを提出して頂いて審議を行っていくことということに決定を見たわけでございます。代替案が絞れた時点で、ダム案との比較検証を行うということで決定を見ました。なお、部会の報告につきましては、1月末を一応の目処ということにしたいと思っています。第3回目の部会でございます。11月14日に行いました。ここでは、各委員から提案されましたダムによらない治水・利水対策の材料やアイデアについて、それぞれの委員さんより提案理由の説明をして頂いたということでございます。治水・利水対策の検討はそれぞれに分けて審議することとしまして、この第3回につきましては、治水対策のうちの河道対策について審議を行いました。河道整備、嵩上げ、パラペット等が提案をされております。第4回は11月22日に行いました。こちらの方は各委員から提案がありました利水の代替案の内、表流水と地下水があるわけですが、表流水からの取水に関する審議を行いました。農業用水や発電用水の転換、利水堰堤、或は北陸新幹線高社山トンネルの工事に伴う湧水の利用案といったものが、現在

提案されておりまして、ここで審議がなされました。この北陸新幹線の高社山トンネルの件でございますが、鉄建公団の方に第3回目の時点において、どのような状況であるかということ委員の方から質疑がございましたので、それについて幹事の方から事情の聴取を行って頂き、報告を受けましたところ、18,700m³/日の湧水が確認されていると。しかしながら、このトンネルの付近に岩井東地区というところがございまして、ここに田上の名水という素晴らしい実は名水が出る地区がございまして。この名水にどうも影響を与えてしまっているようでございまして、その名水が実は枯れてしまっていると。18,700m³/日が出る代わりに、その岩井地区の名水がどうも引っ張られて枯れてしまっているという被害がどうも出ているようでございまして、それについて鉄建公団としては非常に頭を抱えているという状況があるようでございました。それから、同時に鉄建公団からの情報によりますと、新幹線の風圧による粉塵、それから車輪の磨耗等によって、トンネル内を集めて流れる水でありますから、飲料水には若干不適なのではないかというようなお話もあったようでございます。なお、18,700m³/日につきましては、どうも1箇所から湧水が出ているというわけではなくて、数箇所に渡って出ているものが1箇所に集まって、トンネルの出口に流れてきているというような状況のようでございます。いずれにせよ、どうもそういった状況について、鉄建公団から直に事情をお伺いした方がよろしいのではないかというような委員からのお話がございまして、できますればこの高社山トンネルの工事に伴う湧水についての説明を聞くために、次回、これは12月15日の日曜日でございますが、鉄建公団に部会出席の要請をするということになっております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。それでは、駒沢川お願いを致します。

藤原委員

駒沢川部会については、資料1の1の15ページのところをご覧ください。前回、第1回部会の報告をしておりますので、今回は2回から4回の部会についての報告をします。第2回部会は11月8日に行いました。最初にワーキンググループからの報告を受けるということで、基本高水については松岡委員から、利水については高橋委員から、森林については藤原から報告と説明を致しました。このことに関して若干の質疑がありました。続いて、駒沢川流域の論点整理に入りまして、まず検討委員会から出された論点を案として提示し、意見を求めました。ここで出された意見について、論点ごとに課題を整理して、次回からの部会で検討をするということに致しました。第3回部会は11月21日に行いました。最初に利水に関する事項について検討を行いました。農業用水の期間総量を756,000m³とするという原案について確認されましたけれども、利水ワーキンググループが提示した水道水の需要予測、日量880m³については、いろいろな意見が出されまして、水源問題も含めて、次回の部会に持ち越しとなりました。水源問題については砒素による汚染状況について質問がありました。治水については、まず駒沢ダムの貯水容量等について質疑がありました。また、現在設定されている基本高水を前提として、この流量を安全に流下させるための方法などが審議されました。これに関して、基準点での流下能力、昭和34年の水害時の森林状況の質問があり、次回の部会で報告するということになりました。第4回部会は12月2日に行われました。前回、保留になった水道水の需要量については、小野簡易水道の現況等が検討され、目標を一日最大給水量1,000m³とすることで合意されました。これはほぼ現状どおりの水量ということになります。現在使用されている水源については砒素の問題もあり、その水源を使い続けるのかそれとも閉鎖をするのか、いろいろ議論があり、他の水源について、例えば電気探査などの資料とか、小野簡易水道の運営方法、計画等について審議を致しまして、次回までに利水の代替案を提示するということになりました。続いて前回の部会で求められました昭和34年の水害時の森林状況について、40年間の森林の成長が幹事の方から報告されました。また、基準点における流下能力については余裕高を見込めば、設定された基本高水、これは52m³/sなんですけれども、まだ10cm程度の余裕があることが報告されました。これらの審議が終わった段階で、部長からダムによらない代替案について、委員の意見を頂きたいという提案を行い、全員の同意を得

ました。これにより12月18日までに各委員から代替案の提案を伊那建設事務所に提出してもらったということになりました。今回は、12月24日ですけども、この時に各委員の代替案とそれを整理した取りまとめを提示し、ダムによらない案を環境、地質、財政等の観点から多目的ダム案と比較検討を行った上で、部会案をまとめる努力をしていこうと思っております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。部会の方が5つ並びましたので、ひとまずここで、ご質問、ご意見等承りたいと思っております。いかがでございましょう。順番はどうでもよろしゅうございませうけれども、特に突っ込んだ議論のところは先程申し上げましたように、後程部会の抱える問題というところで部会長さんから改めて提起をして頂きまして、特に上川の方は、何かあるわけですね。いかがでございましょう。

五十嵐委員

あとで、財政の方についてのご報告させていただきますけれども、私自身は、利水が重点となっている流域がありまして、その場合原則市町村負担ということを考えて試算しますとですね、かなり高いものになっているんですが、それについて各部会から県の方の支援をというふうになっているんですけども、具体的な枠組みの提案みたいなものは、それぞれの部会で検討されているのかどうか、或いは検討委員会で提案すべきなのか、検討委員会を超えて別なところで誰かがやるべきことなのか、これらについて各部会から利水者の地元負担のところについての意見がありましたら、ちょっと紹介して頂ければありがたいと思いますが。

宮地委員長

いかがでございましょう。確かに、利水、随分お金がかかるようでございますが、どうぞ、高橋部会長。

高橋委員

非常に大きな問題でございまして、私の部会では行き詰まっております。それで、ダムによらない代替案の場合に、県の支援についてはダムの計画に基づいた金額について県の支援を頂く、というのを条件に付けて欲しいという話になっております。これは、先程報告しましたように、利水ワーキングの中でも少しその辺についてですね、突っ込んだ審議をして頂きたいということで、要望しているところでございます。全然先が見えないもんですから、非常に困っております。

五十嵐委員

郷土沢の方はどうでしょうか。

竹内委員

郷土沢の方は、関係するところが豊丘村1村であるということで、そのことがストレートに試算上、村の方に被さってくるということになりまして、村長さんからは、何とかそのダムによらない方法の場合についてはですね、県の方で支援策を取って頂きたい、ということが言われております。特に、硝酸性、亜硝酸性窒素の除去施設というものが、後半のところ審議に出て参りまして、それを検証した結果、沖縄とかですね、九州とかあちらの方では、そういうことの処理をしているというお話がございまして、ただその場合に、ひとつにはそこに郷土沢川という水があるのに、なぜそれ使うんだという感情的な問題があるわけですけども、一方でそれに対しては維持費がかかってくると、ですから村として、やはり財政上の負担というものが、代替案の場合にどうなるのかというところがひとつのネックになってましてなかなか判断がしにくい。従って、先程申し上げたように、現状ではどうしても、両論的なですね、意見がまとまらないというひとつの要因になっていることは事実でございます。ですから、その辺の対応については、ある程度検討委員会としても明確な方向を検討して出す必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

五十嵐委員

もう一点、よろしいでしょうか。

宮地委員長

はい。

五十嵐委員

特に、黒沢川の場合ですけれども、ここで検討してですね、例えば利水者負担などについて、極端に言えば、例えば県と地元で5対5だというようなことが仮に出ますよね。もう一回部会に持って行って、それを検討して、もう一回持ってくる。こういう手続きになりますでしょうか。それとも、県の支援をお願いします、という部会報告が出て、ここである種の案を出して、これを答申すればいいという手続きになるでしょうか。

高橋委員

できれば、ひとつの方向性を委員会の方で出して頂ければ、部会でそれを審議して、とてもこれではやっていけません、という話になろうかと思うんです。たまたま黒沢の場合、村で概算額を全量地下水に求めた場合どうなるかという試算はやったようでございます。そうしますと、今の水道料の約3倍くらいになるという試算の結果が出ております。とてもこれでは住民から納得して頂けないと、こういう話になっておりますが、それは正規なものでございませぬので、今度財政ワーキングでやって頂きますけれども、ペーパーで出したわけじゃありませんけれども、村長という立場でお話を聞いたわけではございますが、とても住民から理解をして頂けないというお話でございます。ですから、本当にどの辺まで県の支援が頂けるかというものがある程度出てこない、話にならないということです。

五十嵐委員

そういう部会の様子を聞いているもんですからですね、今後の進め方ですけれども、多分、竹内さんのところもそうじゃないかと思う。やはりある種の枠組みを示してですね、もう一度部会に戻すという手続きをどこかに織り込んでおかないとですね、部会報告が来て、そのままここでやっても戻さないで自由にとはならないんじゃないかという感じがしておりますし、一方県の方でもですね、ある程度抽象的に支援というだけじゃ駄目です、何かもうちょっと一歩踏み込んでということなんですよ。そこをどういう形で行くか。財政を巡る論点は様々ありましてですね、これ以外にも山ほどあるものですから、部会に関するひとつひとつの財政報告はあとにさせていただきますけれども、総論的な問題について、この検討委員会全体で検討してもらいたい論点だけ提出させていただきます。

高橋委員

ちょっと、訂正致します。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

私、3倍と言いましたが、2倍でございますので。

宮地委員長

水道料、2倍になる。

高橋委員

それではちょっと財政ワーキングの座長さんにお伺いしたいんですが、何と申しますか、試算する場合、ダムと対比してますので、100年というような数字になろうかと思いますが、基本的に利水を100年みるっていうのが、僕はいかなものかなと。水道水を100年保証するなんていう話はちょっと考えられないじゃないでしょうか。非常に大きな数字になってしまうものですから、一般的にいきますとですね。

五十嵐委員

それは分かっておりまして、郷土沢の試算の場合には、当初いくらかかるのかというものと二つに分けて計算してあります。今度、黒沢川について出す場合にも、当初と、ダムと比較するという形でやっているものですから、100年でいくらかかるのかやっているものですから、ああいう試算したんですけれども、ちょっと切り分けて、当初いくらかという形と2項目で出したいと思っています。

高橋委員

私は、まあ単純に3分の1と見てくださいと。3回更新するようになってますね。1/3と見てくださいという話はしてますけれども、素人が見ますと、非常に大きな感じになっちゃうものですから。

五十嵐委員

承知しております。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

駒沢川部会でも同じような問題があります。ここは辰野町ですが、小野簡易水道組合なんですね。特別委員として町長さんが出ているわけです。ダムによらない案というものを考えてくださいという時に、それが出てきて、財政的にどうかということを一応、財政ワーキンググループでやって頂きますという時にですね、ダムを造れば、国庫補助で利水上の負担は非常に少ない。それを水道事業ということになると、町の負担が非常に大きいということで、町長は心配しているわけですね。そのことについて、第16回の検討委員会の中で当時の青山総務部長から、利水の支援についてという報告があったので、それは一応資料として読み上げまして理解をして頂こうと思ったんですけど、これが単なる紙きれになってしまうということですね、県が支援してくれるから、ということで納得するということにはならないんですよ。町長さんは具体的にはそういう問題を心配しているわけですから、財政的に、例えばダムを造るよりははるかに安い、ダムによらない案が出たとしても、町はどのくらい負担するのかということになってくると、とても負担しきれないという話になってしまうと思うんですね。ですから財政的にどの程度支援してくれるということについて、やはりある程度きちんとした話が出てこない、とてもダムによらない案というものを理解してもらおうというのは難しいという状況だと思えます。

松島(信)委員

それについてなんですが。

宮地委員長

はい、じゃあどうぞ、松島(信)さん。

松島（信）委員

簡単に言うと、首長さんたちの集約的な意見は今までのダム計画の中での利水に対する負担額というものは決まっていたね。その負担額に対する財源は、それは勿論できると。でも新しい案になった時に、それよりオーバーしたことにに対しては、もうできないと、こういう言い方が端的に言うところなんです。

五十嵐委員

財政錯覚についてもうひとつだけお話しすると、今は利水だけに絞ってですけれども、もっと大きく言いましてね、例えばダム案だと、300億かかりますと。これを止めた場合にですね、一体自分達はどのくらいのイメージで、代替案を考えたいか、ということがありまして、300億使うということを前提にまず考えたんだから、200億や100億くらいはあっさり出るだろうという前提で考えている節が非常に多いということなんです。しかし、財政上まったくそうなりません。一回、錯覚をきれいに全部クリアーにしましてですね、守備範囲をちゃんと決めて議論しないと、錯覚が永遠に続くという感じが致します。

宮地委員長

上川でそういうご発言を五十嵐さんがなされたということを知っておるんですが、やはり、ダムを造るということについて負担が少ないということが一番大きいんですね。県の財政のお話もこの頃、新聞紙上なんかで伺っておりますと、とても窮屈な問題もあるようなので、そういう点と一緒に合わせますと、市町村も同じでございますけれども、ちょっと議論が難しくなる感じもございます。それはまた財政のところとか、突っ込んだ話を申し出頂くかも分かりませんが、その他にいかがでございますでしょうか。どこの部会も同じような問題が重なってきているような感じが致します。はい、どうぞ。

藤原委員

質問なんですけれども、上川の資料1の2の2ページのところで、2の4の ですね、ダム建設中止に伴う長谷工コーポレーションとの関係については、県に一任するというふうに書いてあるんですね。これは今年の9月までに方針を示して欲しいというのが言われてたわけですよ。それについて、これを見るとダムによらないというふうにするすれば、既に長谷工からももう10億近いお金を受け取ってるわけですが、その処理についてはどういうふうな形になるんですか。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

この長谷工コーポレーションとの関係は県に一任するということですが、部会の中ではですね、この問題っていうのはどこまで議論しているのかというのがありまして、基本的にはもう蓼科ダムは中止ということは我々は出したけれども、しかし、企業と県との関係という問題については、非常にいろんな協定だとか、それからこれまで使ったお金だとかございまして、その辺まではどうしても議論は深まらなかったというのが正直なところでございます。この辺もきちんと議論すべきでないかという部会の委員の話もございましたが、これを議論するならば、更にいろんな資料、それから検討時間というのは要するだろうということで、ある意味ではもう県の方にお任せしたいと、そういうような形でもう割り切っております。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

実は、ここの8億数千万、これは既に受け取っている費用で、法的にも確実に返還しなくてはいけないものだと思うんですけど、実は開発ができなくなる可能性もありまして、その問題を入れますとですね、この額じゃまったくないんですね。それをどこでどう検討するか、私もしつこく県の方にも聞いているんですが、その辺どうするんでしょうかと。私も心配しております。それだけじゃありません。この額だけじゃありません、まったく。

宮地委員長

なるほど、現状だけなんですね、今おっしゃったのは、難しいですね、これ。我々どうしていいのかはよく分かんないんですが、その他、いかがでございましょう。じゃあ、松島（貞）さんお願い致します。

松島（貞）委員

黒沢川で高橋部会長、大変苦勞されておりますが、改めて確認だけというか、委員会の席でこのことを確認しておきたいと思っております。私も先入観なしで黒沢川を視察した時に、これが一番良い取水方法ではないかということを感じてきたんですが、現実には取水をしておりますが、こうして検討していくと、黒沢川から取水できないということになるんですが、最終的な部会での審議の納得の仕方というのはどういうふうにまとめられたのかっていうのを、維持流量ゼロのことも含めながら、もう一度だけここで確認しておきたいと思っております。

高橋委員

非常に本当のことを喋れなくて申し訳ないんですけども、ご存知のように、黒沢川というのは名前のとおり、下流は尻無川ということで、維持流量どころではない、ほとんど水は年間流れてないわけですけども、下流に南黒沢っていうのが、小さい沢と合流するわけですけども、その間はまあ流れているわけです。従いまして、三郷村の村長とすれば、村に水利権がないわけです。何の水利権もないという実態の中で、従来から水利権を持っている、農業用水として持っている人達と話し合う中で、現在は水道水として使っていると。その代償として、中信平からポンプアップをして補填をしてやっているという現状でございます。それは、県は知りませんと言っているんですが、それぞれ協定書を結んでやっているわけです。ダムという計画の中では、それらをすべて水利権を放棄して、新たな水利権を設定しようという考えからスタートしているわけですけども、それをダムが無くなりますと、話し合いをした水利権者は、話が違う元へ戻せという話です。そういうことからスタートしておりまして、私としては、県がダム計画で設定した10年確率で4,100トンというものがあるわけですけども、河川の状況からゼロでいいんじゃないかと、維持流量なんかいらんじゃないかと、流れる川じゃないんじゃないか。だったら全量水利権を与えて欲しいということでやりますと、残りはポンプアップしようという計画だったわけですが、財政ワーキングからのクレームがつきまして、私も現状維持という言葉を使えば良かったんですが、ダム反対の人達もいいですという話には実はなったわけです。本当に4,100なのかどうかというのが、実は掴めないでいるわけなんですけども、一応、ダムで計画した数量を値を使いましょうと。それでいきますと、維持流量が2,300になるわけです。これは流します。いわゆる、現状という形をとったということです。数字的には非常に小さくなるけれども、村長とすれば量じゃないと、権利だというものがありますもんですから、これで納得して頂いたという形です。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

今提起されている問題にも関わるんですけど、今の各部会のご報告の中からも、利水ワーキングにいくつか検討せよという宿題を頂きました。また、前回の検討委員会でも、全体としてこれ

から残る流域の解決しなければならない課題として、利水問題がひとつのポイントを占めてくるということで、前回検討委員会でその問題での利水ワーキングとしての仕事をさせて頂くことは確認して頂いたんですけど、実際にはちょっと忙しいというのはちょっと言い訳になりますが、メンバーでの打ち合わせができていません。今日ちょっとお昼休みにさせて頂いて、これから少し作業は詰めようと思ってるんですけど、それは前提にしまして、今の黒沢のお話にも関わるんですけど、現実が事実上クリアしているのに、例えば多目的ダム、或いはその多目的ダムの計画があったものを他の計画に振り替えようという議論になっていって、結論的に言いますと、正式に検討すると現状はクリアしているのに法的にはそれはいけないということになるという矛盾が各流域に度合いが違いますけど、出ていると思うんですね。その件では、今日もちょっと宿題頂きました農業用水の水利権転用の問題とか、今までの議論の中でも出ております砂防ダムからの取水の問題とか、汚染のクリアの問題とか、大体共通してきた問題が出てきていると思うんです。私、ちょっと利水ワーキングのメンバーが揃っての検討はちょっと今日までに間に合いませんでしたけれども、いくつか頂いている宿題の何とか答えを出したいということで、国交省に直接お尋ねをしてみたり、いくつかの資料は集めてみました。そうしますと、全国的には、まあ県内でもそうだと思うんですけど、例えば砂防ダムからの取水の問題についても、砂防法では、現状を暫定的にですけれどもクリアできない状況があれば、結論から言いますと、国交省の答えは砂防法では禁止はしているのではなく、県の管理規則に基づいて県が判断する事案、つまり県が現状では必要ですよ、ということを確認していけば、そういう考え方もあるんだというお答えが来ています。それから、農業用水の水利権転用の問題につきましても、これは富山県の事例ですけれども、現状を追認する形で許可したということちょっと語弊があるんですけど、OK をしているという事例もあります。ですから、ちょっと回りくどい言い方になりましたけれども、申し上げたいのは、現状がクリアしているのに、正式な検討をしていくと法がそれを許さないというこの矛盾を柔軟に対応していくにはどういう知恵を出せばよいかということ、今後の議論の中ではしていかなければならないと思います。しかも、つい最近県も厳しい財政状況の中で、財政改革推進プログラムの案も出しましたけれども、あるものを有効に利用でき、しかも費用がかからなければ、そして県と市町村、住民の方の合意ができれば、それが一番良いわけですので、そういう方法はないものかどうかという視点での検討も是非やってみたいかと、今日はちょっとこの範囲でしか発言できなくて、申し訳ないんですけど思っています。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

ちょっと追加致しますと、今の話ですけど、他の方法はないだろうかということで調べてみますと、河川法の中に暫定豊水水利使用許可というような措置があるということから、いろいろ制約はございますけれども、できるだけ拡大解釈をして頂いて、将来水源措置が確実にされた案件となつてますので、私はこの暫定豊水水利使用許可をして欲しいという条件を付けて、今の案で行ったらどうかという提案をさせていただきます。県としてもこれについては可能だというお話も聞いておりますので、そうしますと石坂さんが言っているように、十分そういうものが現状でクリアできるかならうかと判断しております。しかし、委員の中にはあくまでもそれは暫定じゃないかと、こう言っておる方もおありましてですね、非常にそれを説得するということは難しいけれども、地下水に求めるんだという考え方で行けば、調査をして水源が確保されそうだとということになりますと、実質的には

10年や20年かかるわけですから、お金もかかるわけですから、その間をこの法に基づいて運用したらどうかという提案も私は実はしております。

宮地委員長

いろいろお調べになったところで、少し明るい光が見えるような感じも致しますけれども、利水のグループもひとつ、それから部会長、幹事会の方もひとつご協力を頂いて、是非、なんとかこの

難しい利水の問題を皆さん納得して頂けるような方向に持って行きたい、こんなふうに思いますが、幹事会の方、よろしくご判断をして頂きたいと思います。何しろ、現状と建前という話になるようでございますので、いろいろ融通がつかないといけないかもしれません。

高橋委員

もう一点いいでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

利水ワーキングの座長さんをお願いしたいんですけども、黒沢の場合は29万m³のカットのうち19万m³については、現地で確保できそうだと、あとの10万m³については、特定の場所は限定できないというお話ですけども、河道の余裕高を潰す、できないと思いますが、そういうことを委員会として、ワーキングとして、確率30年に1回なわけですから、私はその余裕高を食ってもいいんじゃないかという、毎日出ているわけじゃないわけですから、これは黒沢だけじゃないと思うのですが、余裕高というものの扱いを法的には駄目なことはよく分かりますが、その辺を何か出して頂きたいなと、私は思っております。それから、もう一点、黒沢の場合も私はその条件を付けようとしていますが、粗度係数の問題については、検証して欲しいと思います。数字だけがですね、0.3とか0.25というようなことを言っているんですが、検証してみたらどうでしょうかということをお願いしようかと思っているんです。その辺についてもご意見が頂ければありがたい。

大熊委員

その粗度係数の検証というのは、是非やって頂きたいと思っております。それは出水が来年あるかどうか分かりませんが、そういう中で最低限度やれますし、ここは雪解けはあまりないかもしれませんが、雪解けがあれば、最低限少なくとも小流量の時の粗度係数はある程度推定できますから、そこから想定はしていくことができるだろうと思います。ともかく、是非、測定の準備をしておいて頂きたいなというふうに思います。それから、余裕高に関しまして、私はもうずっといろんな会議で常にそれを食い込む形で、その一方で堤防を強化するというところで堤防を越えても破堤しなければ良いわけですから、そういう考え方では、いわゆるスーパー堤防というものを既に国土交通省も提案してきているわけですね。それから、樹林帯という考え方も出しているわけですから、そういう案を国土交通省自体が出してきている中で、余裕高のこういう具体的な議論になると絶対にNOだと言い続けてきているわけですけども、私はことあるごとに、そのことで議論をしているところです。これは何度も申し上げてますけれども、今の日本の多くの河川の治水計画はあと100年たっても完成しません。それは信濃川も然りです。利根川も然りです。石狩川も然りです。そういう時にどうするのかって言った時に、やはり今、余裕高をどうするのかってことが、当面最重要の課題であると私は考えています。それをここでやはり、もう単純に駄目だということで、一方的に国土交通省が余裕高に関して新しい見解を出さないというのは、私はもう責任放棄だというふうに考えておまして、こういうところからもきちんとその辺を考えてくれという要求を出していく段階に来ているのではないのかなと考えます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

この余裕高の問題は財政にも響いておまして、要するに代替案を考える時に、全部これが響いてきておまして、膨大な額になるんです。仮にそれを実施にした場合に、本当にこんなことでや

れるのかどうかですね。自分たちが言ってきて、今までやってきて、例えば既に答申を出している浅川、砥川に関しても、単純に余裕高をなくしてですね、ダムでとる分を、全部河川改修、堤防でやってるもんですから恐ろしく変なんですよ、正直言うと。この辺なども、やっぱり次回の答申が何かの時にもし合意できれば、柔軟に解釈しようというのを発信することもあり得るなど、それが柔軟であれば、かなり議論も楽し代替案ももっと素直で自然な良いものができるんだろうと私は思っております。

大熊委員
もう一点。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大熊委員
要は、余裕高に食い込むか、もうひとつは基本高水を下げられるかなんですよね。そうすれば、物事はもっとクリアになっていくんですけども、両方、駄目だと言ってるから、どちらかくらい良いようにしてよ、というようなことを。

宮地委員長
組み替え案みたいなことになってくるんですね。

高橋委員
ちなみに、もう一箇所の10万m³カットするお金がいくらかと言いますと、25億円なんですよ。余裕高を潰した場合にどのくらいかというのをやって頂いたんですが、計算上は上流の19万m³をカットして10万m³は造らないと仮定した場合は、ポイントによっても違うでしょうけれども、0.05から0.1ということですから、ほとんどオーバーしない。これも粗度係数をちょっと変えれば、ほとんどしないという話になっちゃうんですよ。そうしますと、25億円という金がぼんと出てしまうと。ですから、黒沢川の場合はダムより高くなるというのはいろいろあるわけですよ。利水の方が主ですけどね。その辺を委員会として、利水ワーキングとして、はっきりひとつの指針といいますか、出すべきではないかと私は思うんですけども。

五十嵐委員
もうひとつエピソードを言いますと、植木さんから発表してもらえばいいんですが、上川部会で同じ基本高水の別な計算方法をとるとまったく違ってですね、ほとんど改修も必要ないくらい下がる計算方法になってるんです。

植木委員
基本高水の問題はまたあとで議論して頂きたいんですが、上川でも今の余裕高の問題が解消されれば、随分楽なんです。特に、上川は流域が広いもんですから、あの手この手を使いながらできるだけ金をかけないようにということで、今取り組んでるんですね。それで余裕高を使うことをある程度認めてもらえば、ほとんどお金はかけず、多少の河川改修で終わってしまうんです。正直言います。その辺、是非基本高水かどっちかでもいいですよ。本当に。そうすると、それぞれの河川の状況が変わってくるんじゃないですか。予算の面もそうですがそういうふうには私は思っておりません。

宮地委員長
確かに砥川で、余裕高の話はかなり深刻な問題になりました。どうぞ、藤原さん。

藤原委員

基本高水の問題で、前回大熊さんが駒沢川の基本高水について、私が駒沢川の話をした時に、駒沢川では基本高水として採用されているのは昭和34年8月の一番高い $5.2\text{ m}^3/\text{s}$ というのを出しているんですね。2番目が昭和49年の8月でこれが $4.3\text{ m}^3/\text{s}$ 、1番と2番との差が大きすぎるといことです。基本高水はもう一度再検討されることを望みたいとおっしゃっているんですね。この再検討については、基本高水ワーキンググループでやってくれるのか、それとも私達部会でやるのか、ということがひとつあるんです。というのは、例えば基本高水を $4.0\text{ m}^3/\text{s}$ というふうに直しますと、カバー率81%になるんですよ。しかも、余裕高60cmありますが、10cmしか使いませんから、まだ50cm余裕高が出てくるという状況があるんですね。そうすると基本高水でカバー率を80%もしくは50%に近いようにしていくと、基準点での基本高水、一応ダムを計算したときには $3.6\text{ m}^3/\text{s}$ になっているわけですが、これは治水の問題というのは解消できるわけですよ。だから、カバー率を下げる、また余裕高をある程度10cmでも使うということになると、この治水の問題は解決する。ここに前回の時に大熊さんが再検討されることを望みたいと駒沢川の基本高水について指摘なさっているんですが、これについては基本高水ワーキンググループの方でもう一度お考え頂けるのかどうかということなんです。

大熊委員

そういう意味では計算されているわけですよ。要は、基本高水をどういう値にするのかというのは何度も言ってますけども、財政だとか全部ひっくるめて考えて、カバー率を80%にしようという決断をすれば、それだけで良いということなんです。今まさにお金もないというような状況で100%を取っていたら議論が進まない。こういう時は、やっぱりカバー率80%にすれば、それで解決だと僕は考えているわけですよ。それで、浅川にしる、砥川にしる、基本高水を下げた案をここは出していったわけですよ。ですから、カバー率を下げた出せばいいというのは、私のずっと基本的に一貫した態度で、最近は余裕高も食い込めということは言っているわけですが、ただこれが治水ワーキンググループ3人の統一見解にはなっていないということは何度も申し上げておりました。ただ、基本高水というのは基本的にともとも総合的に考えて決めるべきものであって、河川砂防技術基準案だって100%カバー率取れとは言っていないわけです。ですから、それでやれば良いんですよ。それでやって、やっぱりできないというのは、それは我々の判断以外ですよ。この委員会では私はそういう判断をして一向に構わないだろうと思います。

宮地委員長

その点に関しては、前の浅川、砥川の時も委員会としては、今、大熊委員がおっしゃったような見解だったと思いますが、その中でどれを選ぶかということについて、委員の個々の判断が違っていた。そういうところは私、あると思っております。

大熊委員

もうひとつ、他の1級河川でもカバー率80%のものがあるわけですよ。それはなぜそうしたのかという議論は我々に伝わってこないわけですよ、いくら聞いてもですね。ですから、不可能じゃないわけですよ、やったって構わないわけですよ。我々がやっちゃいけないというなら、なぜいけないのか、それをやっぱり説明すべきです。逆に我々が80%という形で出して、これは駄目なんだ、国土交通省が補助金出せないんだと言ってくるんなら、それはなぜできないのか、お金の問題なんか考えて我々こうしてるんですから、総合的に考えてそうしているということで、突っ張ることが僕は非常に重要なことだと思います。その主張をしないのが悪いんですよ。僕は事務局がやるべきだと、ここで決まったことは、やはり最後まで、是非、押し通して頂きたい。もう、そういう意味じゃ、基本高水ワーキンググループの問題を超えているというのが、私の今の認識です。

宮地委員長

では、まだご議論あるかもしれませんが。午後にもそういう時間とってございますので、少し報告

の方、続けさせていただきますが、次は小グループとして薄川と清川がございまして、これは事務局の方から報告をして頂きたいと思っております。まず清川から、お願いを致します。

治水・利水検討室

では事務局から報告させていただきます。清川につきましては、現在、公聴会を開催するための資料について、委員長と打ち合わせを行っております。今後、公聴会開催のための資料については、小グループ各委員の意見を伺い、公聴会の開催へ作業を進めていきたいと考えております。続いて、薄川ですけれども、第3回までは前回報告致しまして、11月13日に第4回的小グループが松本合庁で開催されております。検討内容につきましては、前回の小グループの時に再計算しました基本高水流量での河川改修計画案が提出され、議論しました。それと基本高水流量の決定方法及び再計算した流量の位置づけについて議論がなされました。次回につきましては、本日、この検討委員会終了後に開催することが決まっております。議題と致しましては、薄川の計画を変更したことにより、奈良井川水系全体へどういう影響があるのかという内容で議論する予定です。以上です。

宮地委員長

はい。小グループの方はそういう状況でございますが、ちょっと補足致しますと、先程報告がありましたけど、薄川の基本高水の計算方式をちょっと変えてやったわけです。そうしますと、今までのデータがガラガラボンと変わりました。今まで低かったのが高くなったり、高かったのが低くなったり、そういうような状況がございます。まだ正式に発表してございませんけれども、ああいうのを見ると、基本高水の数字というものをそんなに信用するというか、唯一なものじゃないということ、私は痛感した次第でございました。型、型、型やると、ガラガラと変わってくるがございます。

大熊委員

結果としていくらになったんですか。まだ最終。

宮地委員長

前、580だったんですね。それが今度大体474というのがひとつの目安になっております。それで決めたということではございません。前は580がトップで、その次がバタンと落ちて400くらいだったんです。ものすごくギャップがあったんですが、それが割に引っ付いてきて、474とかその辺がひとつの目安になっております。但し、また後程ご報告すると思っておりますが、その474というのは、だから、それでやるということではなくて、薄川の場合は奈良井川水系全体で考えなきゃいけないという問題がございますので、ひとつの目安として考えていきたい。こんなふうになっております。いかがでございましょう。よろしゅうございますか。はいそれでは、あとワーキンググループの方から、財政のことにつきまして、五十嵐座長からお願いを致します。

五十嵐委員

今日は財政について、上川と郷土沢川について、報告させて頂きたいと思っております。なお、黒沢川の方についても、一応試算はしてあり、部会では部分的に少し数字が出ているんですが、全体的に先程の理由で再検討を致しますので、黒沢川は今日は発表致しません。それから、今日発表する上川、郷土沢川についても、今言ったような論点を全く無視して、機械的にやったものでありますから、非常に全体的に金が高くなっております。ここで話したような欠陥があることを十分、承知で試算しておりますので、あとで今日の午後にも、財政全体についてどう考えたらいいかということ、これを改めて問題提起させて頂きたいと思っております。なお、中身について申し上げますと、まず上川の方からいきますが、上川の方は比較的すんなりした代替案一本でありますので、非常にすんなりした報告になっております。それから、郷土沢川の方は一つは大きくいいまして、ダムを造った場合のお金とダムなし案にまず分かります。それから、ダムなし案も更に先程、竹内委員からありましたように、2つに分かれておりますので、やや、ややこしい数字になっております。それで、従来

の計算方法は皆同じであります。それから、治水安全度について、それぞれ部会で合意された数字に基づいてやっております。細かい部分いろいろありますけれども、大筋、全体として事務局の方から上川の方から順に説明してもらえればと思います。

治水・利水検討室

すみません。別紙の内容でよろしいですか。

五十嵐委員

ここに書いてあることを、簡単に資料を説明して頂ければいいと思います。細かいことはいいと思うんです。よろしいですね。

治水・利水検討室

はい、では、財政ワーキンググループの報告、まず上川の方から致します。上川につきましては、まず1ページ目前提条件書いてありますが、主なものと致しまして、河川改修で1/50に対応し、それに流域対策を加えて1/100を確保していくと。基本高水1/50の治水安全度を確保するには、河口部分で、1,130m³/sになります。今、座長の方からありましたように、概算費用であり、これは今後、条件が変動することにより、増減する可能性もある。それと長谷工コーポレーションから、ダムの建設ができない場合には、8億6,652万3,000円を返還して欲しい旨の要望があります。維持管理費については、今回は、算定できないとなっております。試算の結果ですが、治水安全度1/50で計算しますと、神橋、茅野市に神橋がありますが、その下流区間でかなりの部分の高水敷を撤去する計画となります。また、あの、神橋より上流区間におきましては、河床の掘削を基本として、拡幅、堤防の嵩上げ等により流下能力を確保しております。神橋地点での基本高水流量は1/50確立で、870m³/sとなります。これによる河川改修費が全体で163億円と試算されております。この他に上川で出された他の治水対策案として水田貯留がございますが、水田貯留については、そこに書いてある通り、まず貯留を行うための田んぼの畦畔の補強工事が必要とされるかもしれない。その工法やどの程度必要かの規模が確定できない。或は、排水溝の改良工法がまだ決められない。田んぼの畦畔管理のための手間が今後増すと想定されるけれども、それについては現在、どの程度のものになるか算定できない。財政支援、水田所有者に対する財政的な支援の必要性や規模は今後検討していかなければならない。水田に水を貯めて、水田が被災、あるいは作物が被災、そういうことが考えられるけれども、そういう災害時の保障については今全く内容が確定できないため算定できない。そういうことから、水田貯留については、算定することはできないとなっております。遊水池、ため池についても、その規模がまず決められないということで事業費を算定することはできません。森林整備につきましては、造林事業と治山事業について試算を行いまして、現時点ですべての山を同時に整備するといくらかかるかという計算になっております。今後、森林の生育が進んでいくことにより、再度必要になるんですけれども、それについては分からないもので計算はしておりません。森林整備につきまして、造林事業で7億1,000万円、治山事業で、8,000万円、合計7億9,000万円と試算されております。なお国有林においては、今回の試算の対象外となっております。次に、一般家庭での雨水貯留につきまして、制度の創設について検討が必要になるわけですが、これについても、何基が必要なのかということが確定できませんので、試算されております。なお、参考と致しまして、各戸貯留の施設については、今までの事例から1基当たり5万円から10万円かかり、諏訪市及び茅野市の世帯数はここに記載されたとおりになっております。その他と致しまして、補助整備区域内での水路の改修が挙げられておりますけれども、これについても改修の必要な箇所の特定ができないと、現時点ではできないため、全体金額については算定できないとなっております。まとめとしまして、前記の試算について一定の前提、及び仮定に基づく試算であり、実施にあたっては、事前に詳細な調査を行うことが必要である。また、新しい発想に基づく事業についても、今後、その効果、実現性の検討を行い、必要な措置を講じていくことが必要である。この試算を今後の部会審議の参考とし、検討して頂きたいとなっております。その後の試算の内容につきましては、幹事の方から

お願い致します。

宮地委員長

はい、幹事の方、お願い致します。

河川課

河川課でございます。別紙1、別紙2におきましては、今、事務局の方から報告があったとおりの記載となっております。別紙1につきましては、河川改修費は県単事業で想定してございます。総合的治水・利水対策費と致しまして、概算金額が171.6億円、国庫補助分と交付税措置あり分、合わせまして4.1億円。県の負担分と致しまして、一般財源分が165.8億円。その他の費用としまして1.7億円でございます。別紙2につきましては、河川改修費を補助事業の広域基幹河川改修を想定して算出したものでございます。概算金額と致しまして171.6億円、国庫補助分と交付税措置あり分を合わせまして110.5億円、県の負担分の一般財源と致しまして59.4億円。その他金額としまして1.7億円でございます。別紙3については、ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に関する費用ということで項目を挙げてございます。過年度国庫補助金の返還、ダム事業については、0または32.3億円。上記項目にかかる加算金と致しまして、0または21.6億円。過年度流出費増対策費分の返還と致しまして、0または8.7億円。この項目に関する利息と致しまして、0または3.0億円、ダム建設予定地の復旧工事費、立坑等の閉塞でございますけれども約0.3億円。境界杭設置と致しまして、0.1億円。過年度利用起債の一括返還に致しましては不明でございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。上川、他に、郷土沢ですか。

治水・利水検討室

それでは資料2の2をご覧頂きたいと思います。財政ワーキンググループ報告郷土沢川でございます。はじめに郷土沢川について、部会におけるこれまでの部会経過と合意に基づき、多目的ダムによる案(ダム+河川改修)とダムによらない案(応急河川改修+他の水道水源の転用又は新たな井戸水源と硝酸・亜硝酸性窒素除去施設の併用)の治水・利水対策費を試算しました。この試算の以下の前提につきましては、上川と共通部分は説明を省きます。イ、治水安全度は1/30、基本高水流量は基準点、(中平地点)において、138m³/sでございます。それから、カ、豊丘北部簡易水道の平成15年におけます水需要量は、村が策定した計画通り、一日1,850m³とします。キ、利水対策費は北部及び南部簡易水道を合わせて、施設建設費、管路建設費、施設更新費、及び維持管理費を概算で算出しました。但し、算出に当たりましては、初期投資事業費とダムで確保している堆砂容量と同じ100年間を算出期間と仮定しました換算事業費の2通りで積算しております。2、費用の比較でございます。治水対策案につきまして、部会では、ダム+河川改修か、応急河川改修による案が審議されております。(1)ダムによる案、ダム建設と堤防の引堤によります「ダム+河川改修」案について概算費用を試算致しますと、約113億円でございます。この財源は河川改修費が国庫補助事業で実施した場合は、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして約80億円、県の負担分は約32億円、その他、利水者負担分でございますが、約1億円でございます。県単事業で実施した場合には国庫補助金と交付税措置分を合わせまして、約69億円、県の負担分は43億円、その他、利水者負担金が約1億円でございます。(2)ダムによらない案でございます。部会で審議、提案されました応急河川改修案につきまして、概算費用を試算致しますと、約8億円となります。この場合、県の負担分は約8億円でございます。2、利水対策案につきまして、郷土沢ダム計画では、上水道と農業用水への供給を目的としております。現在、豊丘村の北部簡易水道の現状では、既設井戸4本の平成13年度最大の取水実績としまして、1,714m³/日を取水しておりますが、全ての井戸水から硝酸性・亜硝酸性窒素(水質基準11当たり、10.0mg以下)が検出され、更に基準値を超えている井戸が1本ございます。この対策としまして、比較的濃度の

低い井戸1本から取水量を増加し、希釈して配水をしております。よって、希釈用の井戸から計画以上の取水をしているため、枯渇が懸念されております。このような現状を踏まえまして、現在の郷土沢ダムの計画では豊丘村の水道需要量、1,850m³/日の水源対策を郷土沢ダムが1日1,000m³、既設井戸から1日850m³を取水計画になっております。利水につきましては、計画通りの上水道需要量とし、以下の3案が示されております。ひとつはダム案としまして、ダムによる水道水源の確保、それから、ダムによらない案としまして、2案提案され、審議されておりますが、豊岡村南部簡易水道水源として、取水が予定されております虹川の水量の一部を北部簡易水道へ転用する、これを転用案と致します。及び、新たな井戸による水道水源を確保し硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設を併用するもの、これを除去施設案として、計3案が示されております。(1)ダムによる案、ダム案につきまして、概算費用を試算致しますと、初期投資の場合につきましては、ダム建設に関わる利水者負担金、及び新設施設費を合わせまして、約24億円でございます。この財源は国庫補助分と交付税分を合わせ、約13億円。県の補助分と利水者負担分を合わせまして、約11億円でございます。100年換算の場合につきましては、ダム建設に関わります利水者負担金、新設施設費とその更新費と及び維持管理費を合わせまして約92億円となります。この財源は国庫補助分と交付全措置分を合わせまして約45億円。県の補助金と利水者負担金を合わせまして約47億円でございます。(2)ダムによらない案の、ア、転用案でございます。この概算費用を算出致しますと、初期投資の場合につきましては、新設施設費約21億円でございます。この財源は、国庫補助分と交付税措置分を合わせて約11億円、この場合、県の補助はございませんで、利水者負担分、これは豊丘村の分になりますが、約10億円でございます。同様に100年換算につきましては、新設施設費とその更新費、及び維持管理費を合わせまして、約113億円でございまして、その財源につきましては、国庫補助分と交付全措置分を合わせまして約52億円、県の補助はございませんで、利水者負担分が約61億円となります。除去施設案につきましては、同様に概算費用を試算致しますと、初期投資の場合につきましては、新設施設費約25億円でございまして、この財源は、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして約14億円。県の補助はございませんで、利水者負担金が約11億円でございます。100年換算の場合につきましては、新設施設費とその更新費、及び維持管理費を合わせまして約144億円でございます。この財源の内訳は、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして約64億円、県の補助はございませんで、利水者負担金が約80億円となります。総括致しまして、治水対策案につきましては、ダムによる案としまして、費用の総額はダム+河川改修が約113億円でありまして、長野県の負担分、一般財源として捉えますとダムが約26億円、河川改修案が国庫補助で実施した場合には、約6億円、県単独事業で実施した場合が約18億円かかると。ダムによらない案におきましては、部会で提案されました応急河川改修案を県単独事業で実施した場合には、長野県の負担分につきましては約8億円でございます。別紙2のとおりです。ダムを中止した場合、長野県の負担分は算出できる範囲で最大約11億円であるという算出になっております。2、利水対策案につきましては、(1)ダムによる案としまして、ダム案は初期投資の場合は約24億円でございまして、100年換算の場合、約92億円でございます。但し、利水者負担分だけを見ますと、初期投資の場合が約11億円、100年換算の場合が約47億円となります。ダムによらない案、転用案と致しましては、初期投資の場合は約21億円、100年換算の場合が約113億円でございます。これも同様に、利水者負担分を見ますと、初期投資の場合が約そのうち10億円、100年換算の場合が約61億円となります。(イ)除去施設案。初期投資の場合は、約25億円でございます。100年換算の場合が約144億円であります。同様に利水者負担分を見ますと、初期投資の場合が約11億円、100年換算が約80億円でございます。以下、別紙1から6につきましては、上川と同様に幹事よりご説明お願い致します。

宮地委員長

はい、それでは、幹事会の方でお願いを致します。

河川課

河川課です。別紙1、2について簡単に説明させていただきます。数字につきましては、今、事務局

の方から報告があったとおりでございます。はじめに、「ダム+河川改修案」ということで、ダムにつきましましては、現行事業について試算してございます。河川改修案につきましましては、補助事業として、試算したものと、県単独事業として試算したものを記載してございます。のダム+河川改修費（補助案）につきましましては、概算金額が113.2億、国庫補助分と交付税措置あり分合わせまして80.1億、県の負担分の一般財源分が32.2億、その他の費用としまして、0.9億でございます。ダム+河川改修（県単案）でございます。概算費用は113.2億、国庫補助分と交付税措置分合わせまして68.7億、県の負担の一般財源分が43.6億、その他費用と致しまして0.9億でございます。部会から出されている案と致しまして、応急河川改修案、これに伴う条件等は備考に記載してあるとおりでございます。7.5億、県の負担の一般財源としまして7.5億でございます。別紙2をご覧ください。ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用は、過年度国庫補助金の返還、これは現行の事業により、支出している分でございます。これにかかる加算金0または3.8億円、調査施設撤去費と致しまして0.1億円、工費用道路対策費と致しまして0.3億円。過年度利用起債の一括返還と致しまして0又は不明ということでございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

食品環境水道課

続きまして、食品環境水道課です。別紙3からご説明致します。別紙3ですが、利水量配分案ということでして、上段、これはダムによらない案に関しまして、豊丘村の北部簡水と南部簡水の両簡水が関係致しますので、これについての実績と、その水量の内訳を記載してございます。まず、ダムによる案ですが、これは郷土沢ダムによる水道水源の確保と致しまして、これはあの両簡水の認可数値の将来必要量の数値です。北部簡水と致しまして、1,850m³/日、あと、南部簡水と致しましては、将来水需要予測は1,000m³/日ということです。下にいきまして、ダムによらない案、まず、南部簡易水道水源の一部を利用ということですが、これは、林第2水源を廃止することにより、北部の方で1,200m³/日不足します。それについて、南部簡水の方から虻川水源から1,000m³/日とる部分を430m³/日、北部に回しまして、その後、残りの770m³/日を井戸2基により、目標の1,850m³/日にしていくという案です。その下行きまして、新たな井戸による水道水源を確保ということで、これは南部からの水をもらわずに北部だけで、全量井戸で対応するという案でございます。別紙4お願い致します。利水施設に要する費用ということで、これは1案のダム、郷土沢ダムによる案でございます。ダムから1,000m³/日、既設井戸で850m³/日、経費と致しましては、先程、事務局から報告があったとおりでございます。まず概算金額、初期投資と致しまして、23.5億円、内、国費が1.6億、県費が0.1億、それで利水者負担分と致しまして、起債借入分のうち交付税措置として受けられる分が10.9億、交付税措置なしとして、村の企業財源としての持ち出し分が10.9億円、その下いきまして、これは100年での換算数値です。概算金額が92.1億、内、国費が20.2億、県費が0.1億、利水者の方の起債借入分、交付税措置として25.2億、交付税措置なしの持ち出し分が25.2億、後、維持管理費と致しまして、純粋な村費が21.5億出てきております。別表5いきまして、これは南部水源利用案と致しまして、北部簡水の方に虻川から430m³/日、既設井戸で650m³/日、新たな井戸で770m³/日で行うという案でございます。まず初期投資事業費と致しまして、概算金額が20.8億、内、国費が1.6億、県費は0です。利水者の起債借入分と致しまして、交付税措置分として、9.6億、交付税措置なし分として9.6億です。下にいきまして、100年換算です。概算金額112.9億、国費が21.9億、県費が0です。利水者の起債借入分、交付税措置分が約30億です。措置なし分として30億です。村費の持ち出しと致しまして、水道維持管理費31.1億です。別紙6いきまして、これは新たな井戸を利用した全量井戸ということでの案でございます。既設井戸650m³/日、新たな井戸で1,200m³/日。概算金額、初期投資ですが25.1億、内、国費が2.1億、県費は0。交付税措置分

と致しまして11.5億、交付税措置なし分と致しまして11.5億です。100年換算分ですが、概算金額144.3億、内、国費が27.4億、県費が0。起債交付税措置分が36.9億、交付税措置なし分が36.9億。村費としての持ち出しが、これも維持管理費ですが43.1億です。なお、この試算条件ですが、下のところに書いてありますが、これはあくまでも概算であり、施工時の条件により変更の可能性があります。また、100年換算した場合、水道の場合、管の配水池、浄水池、ポンプ施設等、耐用年数が異なりますので、転用回数が変わってきますので、それは下に記載してございます。管路は3.3回（耐用年数30年）配水池は2.5回（耐用年数が40年）除去施設は5回（同設備、耐用年数機器設備15年、建築40年の平均を取っています）。ポンプ等の設備は10回で、これは耐用年数10年として100年換算しております。なお、国庫補助の対象となる施設の詳細は実際に国との協議の中で決まってくる関係で、協議が必要となってきます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。只今の上川と郷土沢の財政ワーキンググループのご報告がございました。どちらも大変なお金でございますが、いかがでございますか。

宮澤委員

この問題も含めて、先程、大熊先生や五十嵐先生そしてまた石坂委員さん、またそれぞれの方から出ていた問題も含めて、私なりに過去にその問題について、ここでのやり取りは大変喧々譁々議論がございました。私は個人的な意見として、検討委員会は第2次段階に入っているんじゃないだろうかという意見を持っております。第1次段階は砥川、浅川のような、ああいう形の中で激しくそれぞれのところがぶつかり合ってきた、私はその段階だったと思います。第2段階の中にして、私は先程出ております粗度係数、それから基本高水、こういうようなものは例えば、低く設定してそれでやってみる。これは私、法的にも含め、地元の皆さんが合意すれば、いたずらに先送りするというようなことを繰り返すんじゃないかと、私は思い切って提案してみても、どの河川か検討してみることにはやってみて良いと思うんです。その段階で、ここで結論を出すのじゃなくて、国土交通省にそのままぶつけてみるくらいな作業をやる段階にきているのではないだろうかと、こんなふうに第2段階の段階では思います。これがどういうふうな結論が返ってくるのか分かりませんが、要するに、住民の皆さんもなるべく早い対応策をとということをおられましたので、財政も厳しい段階でございますので、具体的にやってみるという段階に入っているのではないかと思います。ただ、利水問題については、私も水道法の6条読んでみました。そのところを見ますと、水道法の6条からは、水道は国とか県がやるという発想が全く感じ得ませんでした。そういうようなことからしますと、この財源をどうするのか、ここら辺のところも、五十嵐委員ともお話をさせて頂きましたが、例えば新幹線方式のように半分は国がみるとか、そして、それぞれの分担して地元の町村だけに負担をさせないとか、私はそういうような問題を当然これから国の方に発信していいと思います。ただ、その間の時間的な対策をこの対象の河川に対してどうするかという問題が残ってくるような気がします。ですから、そこで県が他の地区でも企業局がやっているような水道もあるんですから、その問題をやるとか、こういうような決断をしていくのかどうか。ここら辺の問題も含めて、そろそろ、具体的にどうやるかという検討の段階もしながら、具体策を提示していく。それをもう一回、部会なり、地元の皆さんに投げていく。先程五十嵐委員が言われましたけれど、ある程度の勇気ある方向性も見ながら、各部会へもう一回投げていくような作業をする段階に、第2段階として入っているのではないだろうか。そうでないと、第1回目の浅川、砥川と同じような状況でずっと推移しちゃって今の段階でも、この間も五十嵐委員から強い口調で、県は何にもやっていないというお話をこの前回の委員会でもございましたが、そのようなケースになり得る状況が非常に出てくるのではないかと考えております。

宮地委員長

その問題、多分、午後にも抱えている問題として、もう少し突っ込んだ議論になるかも分かり

ません、確かに。どうぞ、竹内委員。

竹内委員

今の郷土沢の説明にちょっと付け加えさせて頂きまして、若干、補足をさせて頂きたい。先程の郷土沢の資料の別紙3利水水量配分図をちょっとご覧頂きたいと思うわけですが、なぜ、利水に関して3案があるのかということについて、ちょっと申し上げておきたいと思います。それはダムによる案以外に、ダムによらない案が、2つ(2)と(3)がございます。これは、虻川から南部水源で1,000m³/日を取るということについては、現在、村が水利組合と同意致しまして、そのことについて県に認可申請を出しているという段階でございます。但し、それを今度は虻川から取った水を北部に回す430m³/日については、利水の関係組合は基本的には現状では同意をしていないということでございます。ただ、お聞きする中では、村の姿勢として、将来的には、そういう方策も含めて、南部と北部を連結することもひとつの手段としては考えておるということがございますが、その可能性も含めて、それがあり得ない、駄目な場合、(3)の単独で井戸を掘って、それを硝酸・亜硝酸性で希釈をするというものについて、3案があるということでございます。ですから、(2)と(3)は複合的に物事をいろんなケースで考えて作ってあるということをご理解頂きたい。それからもう一点、この財政ワーキンググループの資料の関係も、例えば、水道については村の事業でございますので、村が将来の維持管理とか、そういうことも含めて県と協議し、試算を頂いたということでございます。これにつきましても、前から私、問題意識あって率直に申し上げたいと思いますけど、知事が脱ダム宣言を出して、豊丘村の場合に、他もそうですけれども、土地の契約の直前だったということございまして、しかも、本来であればダムがあれば、村とすれば率直な気持ち、そんなに苦労せんでもという気持ちがあった。しかも試算をする中で、例えば、それが村で検討委員会の部会から要求されて資料を出すために職員の皆さん方は苦労して、村でもいろいろと手当てをして仕事をやるという意味でいきますと、例えば、それに対する、言ってみれば、さっきの利水の負担の話もありますけど、いわゆる事務的な諸経費について、例えば、県の方でその村に対して配慮があるのかどうか。例えば、昔かなり話題になりましたけれども、地方交付税措置、特別な措置とかそういうものが、ある程度県で割り振りをするというような場面があったわけですが、その辺のところについては、全く検討しなくていいのかということ。いつか私の気持ちとして、意見を言おうと思ってましたので、あえてそんな率直に感じたことを申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは、ちょっと12時になりました。はい、どうぞ。

大熊委員

今の郷土沢の資料3、別紙4と別紙5を見てまして、もう単純なんですけども、初期投資が別紙4の方だと23.5億で、これが100年換算すると9.2億となると、別紙5の方は初期投資が20.8億で、100年換算すると11.2.9億と、初期投資が小さかった方が大きくなる、この理由はどこにあるのか、簡単でいいですから教えてください。

宮地委員長

それはどうでしょう。そちらでしたね、お願いを致します。

食品環境水道課

食品環境水道課です。その差は、2案の南部水源利用案に出きます。この除去施設、このウェイトが大きいと思います。別紙5の方の南部水源利用案に除去施設として、概算事業費と致しまして7億と、100年換算が37.5億という数字がございまして、この除去施設が、100年換算致しますと、5回設置しなおすということが出てきますので、この分の費用の差が、11.2億と9.2億の差でございます。

大熊委員
分かりました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい。それでは、一応時間も12時になりましたので、ここでワーキンググループの報告は終わったところで、他に何かワーキンググループのご報告ございますか。なければ、ちょうどワーキンググループ終わりましたんで、午前の会議はこれで終了致したいと思えます。午後は1時から開催致します。ただ、お願いをしたいんですが、清川の小グループの委員の方、この席を立たれる前に、私のところにお集まりを頂きたいんですが、ちょっと打ち合わせをしたい点がございます。大熊委員、風間委員、高橋委員、竹内委員、松島(信)委員でございます。お願い致します。

(休憩 12:00~13:00)

田中治水・利水検討室長

それでは、午後の審議の方を再開、お願いしたいと思えます。お願いします。

宮地委員長

はい、それでは、午後の委員会を開催致します。午前中にいろいろ部会、小グループ、それからワーキンググループからご報告を頂きましたけれども、午後は実はそういう部会とか、小委員会、あるいは、ワーキングもございましょうが、そういうところで抱えている問題点というのを少しざっくばらんにいろいろお話し頂いて、多分、部長さんもこれから部会に行かれるのに、委員会の意見というのを持ってお帰りになるということもございましょうから、率直にいろんな問題提起をして頂いて、それぞれの委員のご意見を伺う。そんなこと考えてみたいと思うんですが、いかがでしょう。はい、じゃあ、上川からお願いを致します。

植木委員

上川の課題ですが、具体的にこの基本案が示されたことによって、いくつか出てきて、それを乗り越えなきゃいけないだろうという部分が、多々あります。細かいところは置いといて、基本的なところで4点ほどございます。ひとつは午前中も話し合われておりました基本高水の問題なんです。上川としてはこの基本高水の問題、実は、ちょっと議論から横に置いといた経緯がございます。といいますのは上川の流域の特性として非常に広いものですから、現在の基本高水の考え方を大きく変えなくても、なんとかできないとかいうようなところがございまして、そっちの方にかかなりの時間費やしてきたわけです。しかしながら、やはり基本高水の問題は避けて通れない。そこで部会の中でも、むしろ基本高水の問題は大きな問題だから、部会の中で時間を割くよりも検討委員会の方で議論してもらったほうがいいだろうということです。部会員の皆様にもそういうことで伝えてきたわけですが、そのひとつとして、現在のの上川の基本高水は神橋の基準点において、1/100の確率で言いますと、1、120m³/sなんです。河口で1、420m³/sはこれまでの基本高水の量なんです。これに対して部会ではやっぱ高いんじゃないかという議論がありまして、現在の確率雨量の算出方法というのはハーセンプロット岩井下限法を使っている。これをグンベル法によって、改めて計算してみたらどうかというような意見がございました。グンベル法でやりますと、計画雨量は2日間で227.6mm、それから、ハーセンプロット岩井下限法では2日間で252mmとなっております。そこで、対象降雨とか、貯留関数の定数を変えずに基本高水流量の計算をしてみた結果、神橋基準点でグンベル法でやりますと910m³/sに落ちるわけです。200m³/s以上もこれまでの方法とは違って来るわけですね。この210m³/sの差はかなり大きいんですね。グンベル法を採用して、もし基本高水をやった場合には河川改修そのものを大きく改良しなくても、かなりのところで流すことができちゃうんですね。この辺のご意見、

特に基本高水のワーキンググループの方で、この辺をどう考えていいのかという問題でございます。一応うちでは基本案が通ってますから、基本高水は従来の方法でやっているんですが、率直に言いますと、これがもしグンベル法というような形で採用してもいいんじゃないかとなりますと、もう少し我々の考え方を修正することが可能になるわけです。その辺まずひとつご意見伺いたいと思っておりますが、とりあえず。

宮地委員長
順番に行きますか。

植木委員
ひとつつつやってもらったほうが良いかと思うんですけど、基本高水、これ大きい問題ですから。

宮地委員長
大熊先生。

大熊委員
その前に事務局に聞いておきたいんですけども、この確率を計算する時の方法が9つの河川ですべて同じか、違うか、その辺だけちょっと教えてください。最終的に決まっているやつですね。

宮地委員長
幹事会にお願いします。お願いできますか。

河川課
それぞれ日雨量のやり方、いろいろ違っております。それについてはちょっと一覧がありましたので、今出しますので、待って下さい。

宮地委員長
それぞれ違うんですね。はい。

大熊委員
何かその、今まで、どういう根拠でどれを取るという、そういう何か考え方はございましたか。それぞれの川ごとですか。

河川課
統計処理は各河川毎に異なっておりますけれども、ワイブルを使ったり、ヘイズン法、グンベル、岩井法等で検討してきております。黒沢と駒沢では中小河川の手引きを使っておりまして、いろいろなやり方で出しております。それからその処理の算出方法については、基本的には過去の洪水の実績との適合性のあうものを採用していると、適合性に差がなければ、一応安全ということを考えて、大きなもの、最大のものを取っているというのが考え方でございます。

大熊委員
それで逆に、こう聞きたいんですけど、上川の場合はグンベルと岩井法とでどっちが適合度が高いと、植木さんお考えになりましたか。

植木委員
基本的に基本高水はどうも高いというのが部会員の大方の考え方で、部会でグンベルは説明を受けただけなんです、実は。深く突っ込んではいないんです。ですから、どっちが適合度が高いかという議論までは踏み込んでませんので、何とも言えませんが、その辺は一応ペンディングに

して、ここに持ってきて、ちょっと議論してみたいと思ったものですから。ですから、どう理解していいのかってことですね、基本的に。そのことをお聞きしたいということです。場合によっては、グンベルでやってもいいのかということなんですけど。それは、上川部会の方でいろいろな考え方があるわけだからということであるならば、部会の中でグンベルということを採用しましょうかということを決めてしまえば、それでいいのかどうかという問題ですね。

大熊委員

結局は、適合度のよりいいものを選ぶ。これが基本なわけですね。今のお話しですと、今までのヘイズンウィリアム法でなくて岩井法が一番適合度がよかったんだろうと思いますけどね。それは全部もう一度見てみないと、わかりませんが。結局、どれを選ぶかといったようなことも含めて、結局、私は決定的な判断としては、1/100にするのか、1/80にするのかっていうところがあるわけですね。それとカバー率をどれを選ぶか、そここのところにいるんな途中の判断があるという2点で集約できると私は考えていて、そこで判断すればいいだろうと思っているんです。確率雨量の、どの確率の取り方をするのかという、そこではやはり、一番適合度の良いものという考えの方が無難だろうと思っているんですけどね。

植木委員

そうしますと、適合度の判断というのはどこから来るわけですか、幹事の方にむしろお聞きしたいのですが、その適合度というのは先程の話ですと、より高く安全を考えるんだというところで高い数値を取ったというように私には聞こえたんですけどね。そういう判断なんでしょうか、適合度というのは。

宮地委員長

はい、お願いします。

諏訪建設事務所

諏訪建設事務所ですが、これ部会でお聞きさせて頂いたと思うんですが、各手法の誤差率を計算しまして、誤差率が一番小さいものをとっております。ただ、数字的に大きいものとそれ程差がない場合はありますから、そこら辺の判断は、大きいものということで総合的な判断とさせて頂いてます。

植木委員

よろしいですか。

宮地委員長

はい。

植木委員

その辺のことは、部会でも説明頂いたんですけども、結果的にはかなり数値の差が大きくなっちゃうんですね。どっちを選ぶかを、もし部会の方に任せて頂いて、こういう手法でやって欲しいんだ、これでも国土交通省は通すのか、通るんだという話しになれば、部会としては、グンベル法の採用ということで、行っても構わないわけですね、基本的には、誤差率の問題等々があるんですけども、この200m³/sというのが大きいんですね、実は。

宮地委員長

大きいですね。かなり大きいです。

植木委員

このところ部会の決定で、そういうふうに報告書に、例えば盛り込んだ場合には、それぞれで良いのかという問題ですよね。

五十嵐委員

何年確率というのは、これはおおよそ水準は決まっている。だから、あんまり動かせないということ聞いたんですけど。今、問題になっている基本高水の計算方法について、どの方式を取るかということについても、いわば、国土交通省の基準みたいなのがあって、それは動かせない、こういう認識なんですか。

宮地委員長

他のところに行っても良いのなら、薄川でやりました時に、初めはあそこは 型でやったんです。それで、とにかく、580という高い数字が出まして、それを今度見直すのに、えっと、 型と 型だったですか、両方見比べたんです。そうしましたら、実は中に2日に渡った降雨の取り扱いで、あんまり、ちょっと取り扱いが間違っているものがありましたんですが、それがぐっと落ちこちまして、ちゃんとやったら。それで、 型、 型でやったら、580がさっき言ったように474になった。そういう感じでございます。ですから、私は率直に申しまして、今の話、数字が低いからこの手法を取ろうというんじゃなくて、つまり、基本高水というのは、勘定の仕方によって、そのくらいバラエティーがあるんだというふうな実感を持ったんでございますけども。

大熊委員

正直申し上げて、 型、 型の方が基本的に大きく出るはずなんですけど。 型よりも 型、 型の方が集中度が高くなるわけですから、ピーク流量は大きくなるはずなんです。今の話はちょっとおかしいですね。

宮地委員長

あのひとつはね、明らかに580というのが2日に渡っていた降雨を1日で計算やってます。前日の降雨も引き伸ばしとったんです。だから、がっくり落ちたんですよ。けども、他の方が上がってきました、やっぱり。今まで 型では低かったところが上がってきて470になった。それは私も実感として思います。引き伸ばし方が、ああいう集中的にするわけですから。

大熊委員

それは元々の計算の仕方がやはりおかしかったということですよ、それは。

宮地委員長

ですから、とにかく、 型と 型というのは、特に、流れの速い川でしたね、それが妥当だということで、そちらを取ったんですが、今まで、それを何でやらなかったのか、よく分からないんですけども。しかし、要するに基本高水というのは一つ一つの数字にそんなに拘っても仕方ないなという感じも持ったんでございますけれども。どうぞ、幹事会の方、先程の質問に対して私、余分なこと言ってしまうましたが。

河川課

河川によって、いろいろ特徴といいますか、特性あるもんですから、その定められたルールに沿ってやっていって、適合度というもので判断をしているわけです。じゃあ、どれがどれがというような話になりますと、なかなか一言で言えない部分があります。やはり、いろんなデータを集めて、それを解析して、その適合度というものを出して、その誤差の一番小さいものということでやっている。それからもうひとつ、総合的という意味の中で、いわゆる貯留関数でなくて、合理式とか比流量、そういうものも見た中で決めてきたわけです。そういうものでありますので、あの何と言い

ますか、確かに実際出た数字というのは、いろいろ差があるんですけども、その過程の中で判断してきてやってきているということでございます。それから、例えば委員会なり、部会の中で、大きいから小さい方を使ったらいかがというような議論というものはあると思うんですけども、河川法の中では、河川管理者が定めることが基本になってます。そういった意見があるということは勿論あると思うんですけども、部会でいいじゃないかということだから、いいじゃないかという形では基本的にはないと思ってますけれども。

五十嵐委員

河川管理者が変えればいいんですよ。

河川課

それは先程の説明しましたけれども、判断という部分がたくさん基本高水を決める中にあるわけですけれども、その判断をした過程が先程の誤差率でありますとか、合理式の話とか、そういう判断をしてきているということでございますので、河川管理者が変えればいいというストレートにはいけないんじゃないかと思っています。それから、もうひとつは今まで全体計画というものを取ってきた中で、これが正しいといえますか、これがいいだろうということで判断してやってきて、それを全体計画という中で、国の方の認可を得ているわけですけれども、それを変えるということは、じゃあ何故だろうという部分があるんじゃないかと思ってますけど。

五十嵐委員

合理的じゃないから変えたということですよ。何で駄目なんですか。

宮地委員長

どうぞ。

大熊委員

結局ですね、総合的に判断したと言いましたけれども、お金の点では考えてないわけです。一番安全側を取っていたわけですよ。だから先程、例えば、グンベルだと227mmで、岩井法だと252mmで30mm近く違うわけですよ。この違いで、こっちを取った場合、いくらお金がかかる。こっち取ったらいくらかかる。そこまで判断して、その安全側を取りたいけれども、お金の判断も加えて、総合的に判断したかということ、そこまでしてないわけですよ。ですから、今回、まさに今はお金の問題が関わってきていて、総合的に判断したらこういう方法でやります。それは今の河川法の法律上でもできるんじゃないですか。河川管理者で変更は可能なんじゃないですか、お金のことまで含めて判断されれば、それで国土交通省を説得できないんですか。そういう意味では、今の法律ある限り、ここでいくら言おうが、何しようが、河川管理者が決めればそれでお終いですよ。だから、前回の浅川だって、砥川だって、我々があれだけ時間かけて苦労したって、知事がぼんっと決めて、それでおしまいじゃないですか。我々本当にこれだけ時間かけてやったのに何だって、僕は本当に言いたいですよ。だから、それはやっぱり河川管理者として、もっときっちりこの議論を尊重して欲しいと思いますよね。

五十嵐委員

管理者が変えれば良い。管理者が決めるようになってるだけだから。管理者はいろいろ検討した結果、不合理であると考えたんだって、誰かが一回決めたら永遠になっちゃうよ、そんなもん。そんなもんありえないじゃん、あらゆることで。何で駄目なんですか。

河川課

お金を考えて、事業費を考えて、基本高水という話しは少し視点が、私の個人的な考え方ですけども、お金の話と高水の話というのは、直接的ではないって言いますが、全く違う議論ではない

かと思えますけれども。

大熊委員

いや、河川砂防技術基準にはお金のことで含めて総合的に考えると書いてなかったか。いろいろそれも含めての話だったと思いますけど、いかがでしょうか。ちょっと私も正確に覚えてないから、今調べて頂ければ、それで良いですけど。私はそうでなかったら、何でカバー率を60から80%で取ってもいいよという、ああいう文言が入ってきているということはそういうことだと思うんです。100%取れとは書いてないんですから、あそこには。

宮地委員長

そうですね。その辺は前の浅川、砥川を思い出すんですが、委員会としてはやはり今、大熊委員がおっしゃったような判断をした。そういうもんだと基本高水を捉えたと私は思っております。ただ、それを個人一人一人の委員が、その中で何を選ぶかという、いろいろ判断が違っていた。そういう感じがするわけです。ですから、例えば私、率直に申しまして、いろんな計算の仕方によって違うということよりも、この数字がこう出てきて、その中のどれを選ぶかと言った方が、計算法を変えるというよりも委員会の判断としては、はっきりした方向が出るんじゃないかという感じが致します。率直に言うと、カバー率のところでは妥協をするかという話になってくるような気がせんでもないんですが。計算を変えて、全部やり直したとして、それじゃ、その計算法はどれだけ根拠があるかということにもなりかねないと思います。ただ実際問題と致しまして、これから実際にそういう工事を実際着手する時に、本当にそこまで高水に合うようにやるのか、あるいは、暫定的にここを目標にしてやっつくのかという話もありうるだろうと私は思っております。

植木委員

私もそういうふうに思っております。ですから、上川では治水安全度1/50で当面やりましようかということ。では、これでひとつ、うちとしては結論出していますから良いんですが、どうしても基本高水がずっとつきまわっちゃうんですね。それで、例えば、こういう方法はどなんだって言って、それが例えば、カバー率を下げるとい手もあると思いますね、いろいろ。でも、その辺が前回の話ではなかなか埒があかんと、そしたら、グンベル法でやってみたらどうなんかと、それだったらもうちょっと落ちるんじゃないかと、それなら、いけるんじゃないですかという単純な話なんですけどね。

宮地委員長

その点が、どうぞ。

松島(貞)委員

あの、単純な話なんだけども、浅川、砥川はたぶん、これは私の判断ですが、進捗率とかいろいろ問題があって、河川管理者は基本高水を変えられなかった。その基本高水は1/100とか1/200という確率だというふうに思っております。先程、五十嵐委員の発言のとおり、私なんかは素人なんで、1/100という確率、1/100が変わらなければ、中身の計算方法が変わっても、良いのではないか。そのことまで縛られるのかという質問は正確に返答があったかどうか分かりませんが、1/100という括りだったら良いのではないのかなと、私はそういうふうに考えるんですが。

植木委員

一部、最終的には1/100を目指しているわけです、基本的にはね。そうなんです。ですから、ちょっとした計算の仕方でも随分違うもんですから、そこはもう、取りようなんだと思うんですけど、どうなんですかね。

宮地委員長

その点。石坂さん、どうぞ。

石坂委員

結果としてはいつもここで堂々巡りの議論になってくんですけど、先程、午前中も大熊委員から、浅川、砥川の時に、検討委員会としては基本高水の引き下げを報告した。しかし、知事はそれを選択しなかったということについて、我々の議論は何だったのかというお話がありまして、そこについては、私も非常に矛盾を感じてはいます。そこを、更に突き詰めていきますと、先程の合理的な理由なしに基本高水の引き下げは認めないと言っているその国土交通省自身が、委員長、先程言われましたけど、基本高水どおりの河川整備計画をすべてクリアーしているわけではないという問題に突き当たりますので、先程、ちょっと第2段階というようなご発言ありまして、そういう表現がどうかは別として、私は残る流域の検討委員会の報告の中に、もし基本高水ワーキンググループの詰めたご提案も頂ければ、それも含めて、検討委員会として、やはり国自身の矛盾した姿勢に対して、やはり、現実に沿った法の改正とか基準作りで踏み込んで検討すべきだというようなことを、この検討委員会として提言してもいいんじゃないでしょうか。そんなふうに思いますけど。

大熊委員

河川砂防技術基準案は全然間違っていないです。基準を変える必要ないんですよ。あとはもう姿勢だけなんです。それに則ってやっていて、なぜ悪いのというだけのことなんですけどね。

宮地委員長

上川ばかりでなくて、どこもそうなんです。ただ、私申し上げますのは、薄川のようにダムが一遍無くなっちゃった。清川のようにまだ計画中だった。ああいうところは、実際やり直してみたものでいいんじゃないかと言えるわけです。ところが前に一遍ある方法で認可を取っているという、それが非常に高い壁になっている。だから、やっぱりまたあの話に戻りますが、今の上川の話も計算法を変えるというよりも、むしろこういう中で何を選ぶかというふうな主張として、我々の考え方をはっきり出していく。そういうことではどうなんでしょうか。例えば、先生、この1, 120という数字はこの前の計算で飛びぬけておりますか。その2番目のやつに比べると。

植木委員

2番目の？

宮地委員長

1番初めのやつが、1, 120でございましたね。

植木委員

1, 120 m³/s ですね。

宮地委員長

その次のやつは、かなり近いですか。

植木委員

いくつかやっているわけではないです、実は。グンベル法でやったらどうかというひとつの提案があって、それで計算してもらったわけです。

宮地委員長

グンベル方は910でしょう。

植木委員
910です。

宮地委員長
私が言っているのは、さっきの1,120で、初めの計算の時の1,120は、第1位、トップありますね、その次のやつはどのくらいあったんですか。

植木委員
それはちょっと今、すぐに出てこないんですけども、それは幹事会の方で持っていたらお願いしたいんですけども。

大熊委員
それは一番最初に、私がお願いして、ピークを合わせてグラフ作ってもらって、それ見て比較して、あっ、薄川だけ、特別大きいね。

宮地委員長
薄川はね、はじめ型で基本高水580だったのが、計算し直したらぼーんと落ちたんです。やっぱり計算がおかしかったということらしいんですけどね。なかなか認めてくれなかった。

植木委員
上川としては本当は基本高水が腫れ物に触るようなところもありましたから、最初から、あまりこの点については議論したくなかったというのがあったんですね。実を取りたかったってあるんですね。ですから、敢えて、そういった例えば、順番はどうだった、2番目はどうだったということ、そういうことやってはいないんです、正直言いまして。ただもう規定のものから出発したということですよ。

宮地委員長
どうでしょう。共通のまだ、はい、どうぞ。

河川課
あの、先程の話が戻るんですけども、経済性の考え方という部分、河川砂防技術基準(案)の規模の考え方というところと基本高水の考え方、もう一回ここで、そのとおり読んでみますので。計画規模の決定というところがあります。2章の4の1に計画の規模という形で書いてございます。「この計画の規模は一般には計画降雨の降雨量の年超過確率で評価するものとし、その決定に当たっては河川の重要度を重視するとともに、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定めるものとする。」ここで計画の規模、いわゆるこれが重要度ということで、1/100だとか、1/50とか、そういうものを意味しておりまして、この計画の規模の中に、被害の実態、あるいは、経済効果等を総合的に考慮して定めるものとする、ここでは経済的なことを表現しております。それから、今度は2の6章のところですね、基本高水の決定というところで書いてございます。「基本高水は本章、2.5で定める計画降雨について適当な洪水流出モデルを用いて、洪水のハイドログラフを求め、これを元に既往洪水、計画対象施設の性格、性質等を総合的に考慮して決定するものとする。」とありまして、こちらの方では、経済性といいますか、事業費というんですか、そういったことについての記載がないと考えております。ただ、規模の段階でそういった経済性を考えているんじゃないかというふうに考えております。

大熊委員
もう一度読んでください。後の方、対象河川の。

河川課

基本高水の決定。基本高水は本章、2.5で定める計画降雨について適当な洪水流出モデルを用いて、洪水のハイドログラフを求め、これを元に既往洪水、計画対象施設の性質等を総合的に考慮して決定するものとする。

大熊委員

計画対象なんですか。

河川課

計画対象施設。はい、だから、ここではダムでありますとか、ため池といいますか、調整池でありますとか、川でありますとか、そういった計画対象の性質を総合的に考慮して定める。

大熊委員

それもやっぱり、総合的に考え、施設を対象に総合的に考えるということは、どの施設を選ぶのかというのはお金がかかってくるわけで、私はそこにも当然、お金が関与していると思いますけど。それはダムを選ぶか、堤防だけでいくか、それはもうまきにかかっているわけですから。それで今までダムの方が安いということで、ダムを選ばれてきたわけでしょうから、それは入っているんじゃないですか。今までのいろんなところの説明では、だいたいダムを取る理由として、下流の河道改修よりもダムを取った方が安いというのが普通のご説明であったように思いますけどね。だから十分経済性は入っているんじゃないですか。

河川課

この計画高水の決定というのは、いわゆる、手法の問題でございますんで、科学的にもう少し発展していれば、ピッピと出るものとは思いますが、そういう中で、マイナスが出るということであって、事業が、例えば、できないから、高水を上げ下げするという性格のものではないというふうに考えております。

五十嵐委員

委員会は委員会で、少しやってみるしかない。

大熊委員

それしかないですね。

宮地委員長

どうでしょう。

植木委員

はい、分かりました。大体今の話して、私達は私達の考え方でいっても良いように私は思いました、正直言いました。

宮地委員長

それを主張してみましようよ。

大熊委員

さっきのどれだったか上川でなくて、郷土沢の場合なんか、利水があるということは別として、先程の計算を見ますと、河道だけでやって8億円で済んじゃったわけですよ。先程の話ですと、治水をダムでやると113億円かかるけども、ダムによらない場合は8億円で済んじゃったわけですよ。何でこんなことが起こるんですか。それから、清川もいろいろ説明聞いたけれど、何であ

んなことが起こっちゃうんですか。やっぱり税金使うわけですから、きっちり経済的に総合的に考えて欲しいですよ。

宮地委員長

そうですね。はい、どうぞ。

竹内委員

今の件につきまして、先程、応急河川改修案ということで申し上げたわけですが、その前提条件というのは、治水安全度は変えないで、安価で応急的な河川改修を造る。現況の護岸を極力生かす。そして、家屋等の移転をなくすという条件を部会で付けてまして、それと同時に地元の皆さん方から、ここは直してくれと、いわゆる日頃の生活の感覚の中でその案を出した上で、算出して頂いたということなんですね。ですから、ダム計画はあくまで本格的に全体、将来を考えて改修をするということを前提にしている。ですから、今回使わせて頂いた応急河川改修案は、あくまで応急的であるという前提条件が一応付いています。あの、詳しい補足ありましたら、何か、いいですか。

宮地委員長

はい、お願いします。

飯田建設事務所

飯田建設事務所でございます。ダム+河川改修案、当初のですが、護岸勾配を2割に致しまして、引き堤を基本として計画したという案でございます。それで、応急的河川改修案につきましては、下流の人家連担部、これにつきましては、現況が5分でしたが、それを1割の引き堤という形、それと上部の田園部、山間部につきましては嵩上げを基本とした改修案という形で部会の中で提案された案をまとめてあります。以上でございます。

宮地委員長

どうでしょう、基本高水の話は、植木部会長、よろしゅうございますか。

植木委員

はい、結構でございます。

宮地委員長

皆さん、多分、共通のところがございますでしょうが、それでは、まだありますね。

植木委員

これもちょっと大きな問題でなかなかどのように動くのか分からないところなんです、実は上川というのは、先程、言いましたように、大変広い流域で、特に上流域では林地の開発がかなり行われてきているわけです。それで昭和49年以前の林地開発というものは、開発による流出を抑制する調節池を設置する義務がなかったわけです。その後、49年以降では林地を開発した場合には、流出を抑制する調整池を設定してくださいということになっているわけです。そうした場合には、その49年以前の開発は上川の中にゴルフ場だとか結構いろいろありまして、そこは何にも義務がなかったもんですから、全く流出を抑制するような機能を持っていない、そういうものは設置されていない。これをうちの総合治水では、そういうところもいろいろ考えましょうというようなことが委員の方からあって、この49年以前の開発された林地を、なんとか現在の規定に合うような調節池を付けてもらえないか。この場合には、ちょっと法律の問題が関わってくるんですが、例えば、県の条例とかなんかで、そういった過去のものでも設置できるような対応策というのは取れないものかというようなことなんですね。その辺、皆様から意見聞きたいなと思っておりますし、可能であれば、そういった林地開発に伴う古いものを具体的な方向で設置できるようにできないの

かということなんですけども、法的に言えば、不可能ですが。

五十嵐委員

要望とか、お互い協議によっては可能ですけれども、強制的に事業者に事業費を負担をさせて、そういうものを造るということは、不可能です。

植木委員

ですから、それが何とか、何かうまい方法がないものかということなんです。なければ、法律を重視していかなければならないということになるわけですけど。ただ、これから、そういった、何て言うんですか、上川に限らないと思うんですが、あちこちそういった林地開発に伴う規制が以前は緩かったのが、現状の中で問題だというのが当然出てくるわけですよ。そういうのを少しずつ変えていくというの、やはり我々、今後議論すべきなんだと私は思っているんですけど。投げかけっぱなしで申し訳ないんですけど。これは難しいのは重々知っておりますので、何とも言えないんですが。

分かりました。特にですね、法律上、どうしようもないというのであれば、これは致し方ない。ただ、3人よれば文殊の知恵とか、何とか何か良い妙案が出るんじゃないかと思って、出してみてるわけですよ。それは、総合治水ですから、上川の場合には、あの手、この手でやっておりますから。みんな頭ひねるわけですよ。これでなんとか突破できないかとかやるわけですよ。部会はそういう努力してくれてるもんですから、何とかそれには答えなきゃというのもあるわけですよ。

そういう新たな手法をとる場合には、やっぱりどうしても大きなハードルにぶつかってしまって、にっちもさっちもいかないということがあるわけですよ。その辺は結構でございますけれども、今後どこかで検討して頂ければ有難いと思います。その程度の提言で考えております。そういうようなものは最終的な報告の中には盛り込んでいこうとは思っておりますが、それしかないんだろうということですよ。基本的には、それから、あと二点ほどあるんですが、これは別に検討をして欲しいというわけではなくて、こういった例があるとか、参考にして欲しいというものがあれば、お聞きしたいということなので、後程でも言って頂ければいいんですが、ひとつ、上川では水田貯留というものを考えました。これは上流域にだいたい1,600haの補助整備済みの水田があります。それで、雨が100年に1回の確率で降るような、あるいは大変強い雨が降った場合には、これを活用した流出抑制対策を、水田に持たせようということになっております。ただ、これもいろいろな問題がありまして、例えば、水の管理体制であるとか、それから、畦畔の管理費用をどうするとか、被害が出たらどう補償するんだとかといういろんなことをこれから考えていかなければならない部分があります。その辺がはっきりしないもんですから、実際の農家の人にとっては、もっと慎重にやって欲しいと、そういう意見も当然出てくるわけですよ。こういう新しい試みというのはそういった様々な問題が出るんですが、一応部会でも埼玉県桶川市の例として、遊水地となる水田の借地補償とかそういうのがありまして、いろいろと勉強でもしようかということになっているんですが、そういった水田貯留の考え方で、他にも参考になるような例があれば、是非教えて頂きたいというのが一点でございます。

それから、もうひとつが住民参加というのが、この上川では大きなひとつの柱になるかと私は思っておりますが、こういった治水・利水対策を進めていく上で、市民組織というものがこれから必要になってくると思います。これから、市民と行政とが一体となりながら、知恵を出して市民も汗を流してもらったりして積極的に参画していくというようなことが必要になってくるんだろうと思っております。上川では部会が終わったあとも継続して、先程も言いましたように、協議会なり、そういったものを今後作って進めていこうということは一応部会内で了承されまして、例えば地域住民による治水への参画というような問題、いろいろあるうかと思っておりますが、例えば神奈川県鶴見川ですか、そういう例がありまして、参考になるわけでございます。他にも、こういった治水や利水に関する住民参加というものが、これは好例だよというものがあれば、是非教えて頂きたい。そういうような要望でございます。その辺のアドバイス等々があつたらということで、ちょっと時間を取らせて頂きましたが、よろしくお願い致します。

大熊委員
簡単に。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大熊委員
新潟でもひとつやっています。一級河川ですけれども、県管理区間で基本高水がこんなふうギリギリする川ではないんですけれども、一応、市民会議というのを立ち上げておまして、それは大きなホールで公開の議論をして、それで護岸だとか、法線だとかそういったものを決めていってまます。私が一応その議長という形で、それは完全に県の職員と共同で物事を進めているという形です。

宮地委員長
そうですか。

大熊委員
もう既にそういうのはあちこちあります。

植木委員
探せばあるんですけど、この場でもちょっと聞いておきたいなと思って。

大熊委員
そういうのは既にあるということですね。

宮地委員長
そういうものはどこの部会でも欲しいと思うでしょうね、きっと。特に計画がはっきりしていない清川のような場合、多分、そういうの非常に必要かもしれませんね。これからやる場所ですから。どうぞ。

五十嵐委員
ちょっと私、途中で失礼するものですから、今のことも関連しまして、財政の方に少し議論を移してよろしいでしょうか。

宮地委員長
はい。よろしゅうございましょうか。

植木委員
結構です。ありがとうございました。

五十嵐委員
はい、じゃあ、ちょっと財政ワーキンググループで昼間にミーティングしたことを含めまして、基本的な問題点を提出させて頂きたいと思っております。ご承知のとおり、長野県だけでなく、国の方も含めまして、自治体あるいは国の財政悪化ということは、非常によく言われております。ちょっと日にち忘れましたが、長野県についても、総合的な検討に必要な範囲内で、一度財政ワーキンググループから報告をさせて頂きました。確か今年の2月、3月くらいの第1回の答申をする前だったと思いますが、その時は当時の中期財政試算に基づいて報告したんですけれども、最近長野県に関しまして、平成14年度11月での中期財政試算というのが出て参りました。それを

見ますと、かなり悪化しております。次回に、是非この数字をお渡ししますが、抽象的なこと申し上げますが、厳しい立場に長野県が追い込まれているということが報道でもされておりますし、多分、今議会でもいろんな意味で問題になるんじゃないかと思います。私の感じでは修正の理由が、前提となっている国による経済成長率の変動というものに合わせて、機械的に変動させたということになっておりまして、前は正確に言いますと、平成15年度は+0.6%、平成16年以降は+1.5%の経済成長率があるという前提で計算していたのを平成15年以降+0.5%しかないと言いますか、そういう形で修正したということでありまして、それを実際やってみますと、財政危機のスピードがおそらく速くなっておりまして、平成16年度くらいからは完全に財政再建団体転落ラインに入るということになっております。前回の試算でいきますと、平成17、18年度くらいは比較的落ち着くという話だったんですけども、今回の試算によりまして、平成17年度、18年度でも落ち着きませんで、平成15年から18年度までの3年間の財源不足を見ますと、前は752億円だったのが、今回、1,141億円になってまして、400億円下降と言うふうになっております。しかし、これで大体底落ちで安定的にいくかという、私はもう一度再修正免れないと思っております。ひとつは、税収がやっぱり長野県もこれ以上上がらんだろう感じがありまして、長野県固有の問題としての税収が上がらないということがひとつです。2番目は、交付税措置や補助金などに関しまして、大幅カット、現にもう自治体の方には、こういうリスト、もっと大きくいっていると思っておりますが、こういう関係ありまして、いずれも収入が非常に限定される。自分の固有財源と、国からもらう分ですね。それから、支出の構造が高齢化社会を迎えて、扶養費、いわば福祉の方がどんどんあがっていく構造がありまして、ここで中期試算しているよりもっと厳しくなるんじゃないかということをおぼろげに想像致します。そう致しますと、ここで議論しているいろいろな代替案に関する、いろんな数字も果たして本当に実現できるものとして答申するのか。あるいは数字は数字で実現できるのがこうだということなのか。これをどっかでクリアーしておかないと、たまたま上川部会に出まして、ちょっと愕然とした経験がありまして、ここに出している数値は実現できる代替案ができるものという前提になっているものですから、この財政状況について、認識を鮮明にしておく必要があるという感じが致します。それで、次回の検討委員会に是非財政当局の人にここに参加、出席して頂きまして、県の財政状況が具体的にどうなるか、どういうものであるのかということをおぼろげに是非皆さんに説明して頂いて、もう一度皆さんでダム案、代替案を含めまして、財政的にどういうものだろうか、しっかり認識してもらおう機会を設けて頂きたいというのが第一点であります。

第二点はそういう財政の厳しい中で、いよいよ先程から出ている、高橋さんから出ている利水の問題とか、あるいは、もうちょっとダムを処理するに当たって必要のところ、実は、財政ワーキンググループのこの資料を見て頂きますと分かりますけど、ほとんど不明、不明、不明と逃げまわって、その辺なども少し、不明、不明と、こう言うだけで良いのかどうか、もうちょっとできるだけ最大限の努力をして、ここまでは分かっている、ここ以上は駄目だとか、そういうことやるべきでないかと思っております。いろんな制度的枠組みを含むと、これについてどういう論点があるかということも、最終答申に向けて少し整理しておいて制度枠組みについて問題があれば、この検討委員会としてはこういうふう改善して欲しいとかというような答申するための準備を、それぞれ各部会、あるいは各ワーキンググループで制度的論点をはっきりさせて、あんまり不明、不明、不明にしないで、もう少し具体的に発信、提案できるという形に運営を少しそういう形で配慮して頂けないかということでありまして。

3番目はちょうど、植木さんから出た、非常に良い提案だと思うんですけども、この1年間以上にわたる検討委員会、非常にすばらしい成果も残しております、なにしろ、おそらくこれは日本一だと思いますけれども、本当にみんな県民の川に対する認識が非常に高まっているし、期待もあるし、参加意欲も出てきているんだろうと思います。こういうものについては、答申終わったら終わりというんじゃないで、何らかの継続する措置を具体的に考えて予算やその他の措置を取るように、それらについても代替案で必死といえ、必死かもしれないけど、代替案とか何とか超えて参加する人たちに希望を与える、もっとやれると、もっといいものやろうというようなことを助成していく方法を是非、全体としても答申に向けて考えていって頂ければと思います。そのために何をす

ればいいのかというようなことも、どっか個別部会報告とは別に検討委員会で全体的に検討していくというようなことも考えてもらえないだろうかということです。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今の今日の午前中からの議論と噛み合わせますと、本当に深刻に感じるんでございますけれども、3つご提案があったと思います。1つは、要するに国もそうですが、県の財政状況の現実の姿というものをやっぱりこの委員会としても良く知る必要がある。私、マスコミの新聞で知っているだけなんで、具体的にあんまり知りませんが、そういう状況をよく踏まえた上で考えないといけない。そういうことだと思います。だから、少なくともそれについての詳細なお話をひとつ幹事会にお願いしておいたら良いんでしょうか。幹事会を通じて県の方に、企画室長おいでになって、幹事長来ておられますが、只今の第1の問題、初めからお聞きになりましたでしょうか。

高橋幹事長

財政課の責任ある答えをできるものを次回呼んで欲しいということだと思いますが、それについては手配致しますので、はい。

宮地委員長

ひとつよろしくお願ひしたいと思います。よろしゅうございますね、皆様方。それでもうひとつ財政の試算の中で不明瞭な部分を少し整理して、もっと具体的に発信できる形に持っていきたいということでございますが、これは、財政グループの中でひとつお考え頂けるわけですか。

五十嵐委員

利水についてもありますし、その他、本当は、どうなんでしょう。例えば、上川部会でいきますと、長谷工だけで8億何千万すでに受領している資金の返還なんです。長谷工はダムを都市計画法上の先程出ている遊水池、貯水池として都市計画の認可を得てますから、これは取られると全部事業はできない。自分の過失でなく、取られるわけですから、基本的に財政、開発全体の異質な例といますか、もし事業を止めるのであれば、続けるならば、別にそれと同じ分の遊水池、むしろそちらに造れというような要求をしてくる可能性がありまして、これも議論としてうんと大きいんだらうと思うんです。現に、私がいた部会で、地元の人々はみんなこれがどうなるか心配なんです。ところがこれが今のままでいくと、部会でも検討しにくい、ここでも検討しにくい、何かずっとやっている。じゃあ、県でまともに本当にやっているかということ、どうもそうでもなさそうだと成りまして、パワーとしているんです。全部できるかどうか別にしてですね。しかし、これについては基本的にどこかで誰かが、どういう方法かで、こういうことを検討すべきであるというようなことにしたいということなんです。なぜそんなことを言うかといいますと、河川に限らず、今後工事中止する公共事業って、山ほど増えてくると思うんです。その時にここでの議論が将来、こういう枠組みで議論したということで参考になれば、県民にとっても県にとっても皆さんにとっても良いだらうということで、あんまりみんな責任を放棄して、どっかで空中分解しているんじゃないかと、どこかで考えるべきであるというようなことは入れておかないと駄目じゃないか。そういう意味での、どこがどうというまだ頭整理されていませんけれど、工事中止に伴う少なくとも処理方法についても、どこかでその制度、枠組みを長野県が発信する、国でちゃんと責任負えというようなこともあるかもしれませんし、と思うんですね。それから、利水なんかは、まさに地元でして、おそらく先程計算したお金は地元を持ってたら、全部NOというと思うんです。NOといってじゃあ、こちら試算しました、県の方は抽象的に誠意ある回答を検討致しますと、ずっと行っちゃって、何も残らんというのではどうにもならないので、さっき宮澤さんも言っていました、整備新幹線方式みたいな、つまり、10のうち2割は何かだとか、3割は何かだとかというような、ああいうようなことを発信するとか、いくつもこういうのは残っておりまして、これ、実は全部、不明にしてありまして、きっと財政ワーキンググループとしても、この不明、不明、不明というのは何

か心苦しくということなんです。

宮地委員長

その辺は、今の長谷工なんかのも、確かに県の考え方もございましょうから、ひとつ関係したところで、是非お考えを頂きたい。これから答申も出すわけですが、もうひとつご提案があったのは、要するに検討委員会ですとやってきたものに継続性を持たせるための体制作りということだったと思いますが、それは今、上川の方では具体的にそういうこともお考えのようでございます。ですから、この委員会がいつまでもあるわけじゃございませんので、改めてそういうものを作って頂く。それが多分、今度のこの問題の議論の仕方を、外部に対して発信していく。そういう体制になると思いますので、それもどうでしょう、皆様方、そんなにご異論無いように、私は思うんですが、基本的に頭の中に入れて、これは勿論委員会が終わったあとのことになるとは思いますけれども、そういうことを是非進めて、部会としても考えておいて頂きたいし、この委員会としてもそういうことを提言していきたい。そういうお話しだと思います。そういう方向、五十嵐先生、それでよろしゅうございますか、いかがでしょうか。それでは、只今のお話しも是非、頭の中に入れて、これからの議論を進めていきたい。特に金がいっぱいあれば、問題にならんことなんでもございましょうけれども、こういう状況になりますと、特に深刻なことになる。実際、さっき、お昼にお話ししておりました時にも、たくさん答申出して、さて、ひとつもうまくいかないということになると、一体、何をしとったかということになりそうだとお話しもございまして、是非、これから先に重点的に順位をつけるということもあるかもしれませんが、そういうことも含めて積極的に考えないと、うまく体制はつなげていきそうも無い。そういうことだと思っております。はい、どうぞ。

松島（信）委員

今の五十嵐さんの財政に関して、非常に幼稚的なことで教えて欲しいと思うんですけど。部会の段階まで行きますと、普通の村から希望して出ている特別委員とか、その組長さん達の中では、もし脱ダム宣言が無かったならば、簡単にできとった話だと。それも一番財政では負担が少ない形だと。だから、それをあくまでも推進していくべきだと。これも非常に強い議論です。だから仮に推進できるんですか。

五十嵐委員

少なくとも、数字上はダムの方が安いんです。安いかどうかだけでいけば、ダムの方を推進する。ただ、今回検討している河川だけでも9つありますし、県財政こうですから、どれを優先していくかというのは、私には分かりませんが、少なくとも安いかどうかだけでいけば、ダムの方が安いということがあり得る。ただ、前提があるんです。これもはっきりさせたいんですけども、なぜ代替案が高いかという高水なんです。それに合わせて代替案を作ってるから、うんと高いんです。しかし、先程言ったように高水とか余裕高を取って普通にみんな考えると、これでまあいいなあとなって、ほとんど金かからないんです。これなども第3案が分かりませんが、もうこれで行きましょうというやり方だっただけで無くは無い。その代わり、そこは住民参加うんとやらなきやいけなと思いますけれども。ちょっとね、やや、ある種の捉われた議論と捉われた答申しちゃってると私は思うんです。

松島（信）委員

そういうことで今の財政が、一時的なもんだというように、理解しとる人もいるわけですね。

五十嵐委員

ある意味で、構造的なんです。

松島（信）委員

構造的なもんだと。

五十嵐委員

おそらく、これ、平成15年度から3年間となってますけれども、おそらく常識的に見て、もっと継続しますよ。

松島(信)委員

継続しようがしまいが、それだけ、ずっと先送りしてもらえば、一番世話ないんじゃないということも、どうなんでしょうかね。

五十嵐委員

皆さんの意見も聞きたい。

松島(信)委員

それも正当な意見として、やっぱり考えていくべきだろうか。

五十嵐委員

ただ、国土交通省の河川局の予算だって、このまま安泰じゃありませんからね。道路など見て頂くと分かりますように、激変が訪れようとしていますから、今ダム案のその枠組みを2,3年延ばせば、そのまま実施できるというようには到底ならないと思いますけど。

松島(信)委員

勿論、この委員会の中ではそのとおりだと思うんです。ただ、部会の中ではそういう理解にはならないんです。

五十嵐委員

だから、そういう意味で言えば、国および自治体の全体的な財政について率直なところ、みんな情報を共有、公開して、お互いに学習してやっていくしかないんだと思うんです。新聞報道では皆さん知っていると思うんですけど、例えば、今度どうなるんでしょうか。私は新聞報道なんか見ますと、今回、非常にドラステック改革がありまして、勿論職員の給与がカットされることあるんですけども、公共事業に関してはほとんど新規事業はできない。継続事業だってさらに削るとい方向ですから、浅川、砥川の例えば、代替案をやる予算だって、本当にうまくつくのか分からない。外から見てるとですよ、そういうこと全部情報共有しないと、議論が進まないと言いますが、そんな感じがしてるんです。

宮地委員長

難しい問題ですね。

松島(信)委員

五十嵐さんが各部会に来て、そんなような説明をしてくれば、少しは効果もあるかも知らんけれども、今の現状、つまりここでやっとなる議論と部会での議論は非常に大きな落差があって、これは致し方がないかもしれないけれども、なかなか、理解・・・。

五十嵐委員

思い切って、もし本当にこの次の委員会に財政担当者が来て頂けるなら、まさしくオープンにして、各部会に呼びかけて、一度ここに来て、みんなで聞いて見ませんかというくらいのことやってほしいと思いますけど。

宮地委員長

なるほど、そういうことありますね。是非、そういうことはやった方が良いでしょう、確かに。皆さんお出でにならないにしても、どうぞ。

藤原委員

今、松島（信）さんが言ったことは、駒沢川部会でも同じなんです。もうすでに6%進捗してるわけですよ。そうすると、このままいけばできたんじゃないかと、ダムがね。にもかかわらず、脱ダムと言われて止まっちゃったんだから、知事に責任を取ってもらいたいというのが地元の意見なんです。それに対して、紙っぺら一枚、総務部長の説明で支援しますよと言ってもどこまでやってくれるんだということがありますと、これなかなか難しいんですね、今の話は。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

安いか高いとか、それも検討の角度でいろいろ違ってくるので、一概に言えないと思いますし、今出ている話との関係で言いますと、次回財政改革推進プログラム案のご説明など聞いて、全体的に検討すれば、かなりはつきりしてくる問題ですが、多目的ダムにするのかしないのか、それから特に利水の問題はどういう方法を取っていくのかという議論の過程は根本的に財政負担として県の持ち出し分と市町村との持ち出し分について、市町村負担が増えるのか増えないのか、県が出すか出さないのかという議論になっていくと思いますけれども、例えば、県の今の財政の力量で、それでは逆に予定されていたあと残り7つのダムを新規着工で2・3年置いたあと、みるみる建設できることになるのかといえば、それは不可能とは思いますが。仮にダム計画を採用した場合でも、それは数年、場合によれば数十年向こうにいくテンポにならざるを得ないだろうということを考えた時に、あくまでその案に拘り続けて、やるべき河川改修や暫定的なことであっても住民の生命や命の安全を守るための手立てが取れることと取れないこととどちらを選ぶのかという話になっていくわけで、そういうやっぱり、全体像の中で考えていかなきゃいけないんじゃないかというのが一点です。

それから、すいません。続いてその点にも関連して、午前中の議論の中で利水ワーキンググループに対して、農業用水の水利権転用の問題、更に今の市町村への県の財政支援の問題を利水ワーキングとしてどう考えていくのかと大きく2つの問題が提起されておりましたので、限られた時間ではありますが、ワーキンググループで昼食をとりながら議論をしまして、大筋一致した点が2・3ありますので、後程早い時期に文書でもお示ししたいと思いますけれども、一致点について簡単にご報告申し上げます。補足は委員の方いらっしゃいますので、高橋委員や松島（貞）委員にして頂ければと思います。最初に県の新しい利水に対する支援のあり方の問題をどう考えていくのかという問題ですが、ない袖は振れないということもありますので、それは現実的な対応をしていかなきゃいけないと思いますけれども、大前提としては、今も議論がありますように、今までの計画では多目的ダムで県がその中で利水目的にもそれを使用するというので、事業費の多くは県と国で持つという形で進んできた中で、脱ダムによってそれをまったく新しい方法へ振り替えていくわけですから、単純に見まして、午前中高橋委員のご発言にもありましたけれども、ダムを造った場合に県が支出をすることを想定した金額を最高限度額として出す責任があるといいますが、そこまでは出せるはずだったということが、ひとつとしては、議論として成り立つことになります。想定としては、そういう財政支援を本来する予定であったということを前提にして、支援のあり方を上限そこまでの予算を考えるとという考え方があると思います。しかし、もう一方はつきりさせておかなければならないのは、どちらが先とか、どちらに責任があるとかという議論ではなくて、そもそも水道事業は市町村が責任を負って進めるべきものですので、そういう観点に立った場合に、多目的ダムのはずだったから県がすべて責任を財政的にも負えというのは、それはまた市町村の水道事業者としての責任という問題からいっても、あなた任せと言いますが、本来そういうものでないんじ

やないか。逆に言いますと、多目的ダムの計画がなかったところでは、ないところも多いわけですが、必要に迫られて市町村が利水の方法や財源措置は自らの責任で手立てをして考えているわけですから、そういう問題としてこの問題は考えていかなければならないだろうという大きく矛盾する2つの考え方がここにあるわけです。そういう中で、今後できるだけ実現可能な、そして納得の頂けるような方策を採るにはどうしたらよいのだろうということをお三人で議論しまして、そういう経過を経ての今後のダムによらない利水を考えていく場合には、流域によっていろいろ違ってくるでしょうが、利水目的で建設をしたり、いろいろ施設を作る場合の初期投資の事業費は大きな転換に伴って市町村が手立てを取っていかねばならない問題ですから、そこへの財政支援というのは、特に最低限県が考えていかなければならないだろう。それから財政ワーキングから示されております100年単位の試算について、五十嵐委員からも午前中、そういうスタンスで考えていくのが適当かどうかについても検討しなくてはならないというお話しがありまして、私達もそう思います。ダムが100年もつという前提の下に、それを振り替えた場合は新しいダムによらない利水についても、100年単位で計算するということが市町村の水道事業者としての責任という問題から見ても、そういう検討を機械的にすることはふさわしくないだろうと思いますので、100年分の施設の更新費用や、管理費用、運営費用まで県がすべて支援しなければならないという考え方は改めていくべきではないか、考え方からは外すべきではないかと思いますので、限られた時間の検討ではありますが利水ワーキングの一致した意見としては、初期投資の新たな事業費に県が支援するという具体的な検討課題としたらどうかと思っておりますので、部会や今後の検討委員会の議論の中で、それも是非議論の対象にして頂ければと思います。

あと一点ですが、農業用水の問題、いろいろ法的に困難な問題が今後解決を迫られています。その問題につきましても、今までかなり生真面目に現行法の制限される点について、説明もされましたし議論してきました。今度、発想を逆に変えまして、いろいろ制約はあるけれども、現行法を今後いかに現実に生かせる部分があるだろうかということをお全国的な事例にも学びながら検討していったらどうか。農業用水の問題は最終的には関係者の合意の問題ですので、この間の経過から言いますと、特に慣行水利権の問題などについては、県が中間の労も取って頂きまして、関係者との合意形成、それから市町村との具体的な協議などでお努力を頂くという方向が支援の具体的な中身ではないかと、以上なんですけれども。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。本当に先程から午前中にそういう話ありがとうございました。出せるはずだった金額、初期投資の額を最上限にする。そういうひとつの発想ですね。もうひとつ最後におっしゃった現行法の制約の中でもっと柔軟な考え方ができんか、これは特にお願いをしたいと私も思います。なかなか役所の立場としてはそれではよろしいと言い切れないかもしれませんが、現実の問題としてかなりうまくやりくりをしているような面があるように伺っておりますので、そういう実情を理解してやって頂きたい。石坂先生、今のことを今度あたりワーキンググループのご報告が何かの形で出して頂きまして、皆さんに良く分かって頂くようお願いしたらどうかと思っておりますが。

石坂委員

一応、お昼休みの範囲ですので。

宮地委員長

まだ時間がございますので、まだ、どうぞ。

五十嵐委員

幹事会の方も、この資料を全国から集めてくれますか。あるいは全世界から。あるだけ全部集めてくださいよ、本当に。どこでも、全国的な問題ですから、どこでも苦しんでいますから、みんないろいろ工夫してるはずですよ。

宮地委員長

そういう工夫がね、あまりお役所で聞くとちゃんと答えてくれないのかな、こういう問題は。分かりませんが、やっぱり、内輪でもお考え頂きたいと思うんですが。

高橋幹事長

努力は致します。ただ、全世界と言われても、なかなか非常に難しいものがあるのと、そもそも大体、水利権が明確にあるのは日本くらいではないかと思えますんで、外国を調べてもどうかという感じはしますが。

五十嵐委員

EUでだいぶ検討してます。

高橋幹事長

五十嵐委員先生のところにもお伺いをして、資料があれば頂いて来たいと思います。

大熊委員

ちょっと先程からの議論で一言だけ、やっぱり言っておきたいと思うんですけど、五十嵐先生がダムの方が安いと言われたわけですけども、結局、ダムによって環境破壊される点が入っていないし、それから、現実に堆砂したので、松川なんか今その堆砂を何とかしようということでバイパス造ったり、浚渫したりしようとしてるわけですよ。そういう費用はもう明確に見えているわけですから、そういうものもちゃんと足しこんで頂いて比較しないと、ダムの方だけ安いとみんな思ってしまう。やっぱり脱ダム宣言そのものがまずこのところから始まっているわけですから、そのところをやっぱりきちっとみんなに理解、特に部会の人達にそこを本当に自分の地元のダムが将来満砂したらどうするのか、そこをやっぱり考えてもらいたいと思うんですけど。

松島（信）委員

要するに、自分のお金を出すのに、一番安いと。

宮地委員長

そうですね。

松島（信）委員

それだけの問題なんです。

大熊委員

だけど、最後にしっぺ返しを受けるのはその地元の人たちじゃないですか。

松島（信）委員

利水負担金の問題だけです。

宮地委員長

ダムの撤去の話が今日の新聞に出てましたね、55年にできた。

大熊委員

あれは昭和30年です。荒瀬ダムの話ですか。

宮地委員長

そうです。1955年にできた。

大熊委員

そうですね。

宮地委員長

だから50年くらいで、アウトになっちゃう。それで撤去するのに数十億かかるという話でございませぬ。やっぱり、まだ日本ではダム造ってから100年に満たないところ多いから、のほほんとしているんでしょうけど。

五十嵐委員

本当はあのくらいのこと長野県で発信できたらよかったですけどね。水利権だって、あそこで一番問題で、水利権を更新しないというのが前提なんですよ。

宮地委員長

そうですね。どうぞ、竹内さん。

竹内委員

財政の関係で次回呼ぶということで、説明頂けるといことですが、いくつかちょっとはっきりさせておきたい点があるんですけども、その時に是非お答え頂きたい。それは、財政再建のプログラム案を見てまして、いわゆる長野モデル創造枠予算ということで、創設で215億円、平成18年度までございまして、この内訳見てまして、この治水・利水ダム検討委員会の対応、特に利水に対する支援策とか、今までの経過ってものは全然出てこないわけです、文章の中に。ですから、その点のところはどうなのかというのがひとつ、やっぱりはっきりしとかなくちゃいけない。というのは、子供未来センターも凍結ということが出てきました。あれも同じように検討委員会で検討して、住民参加の手法でやってきた。しかし、ここに来て凍結になったということで、いろいろとトラブっている部分がございます。それが理由は財政状況が厳しいからということで凍結になっているわけですね。だから、ここでどんなに検討しても実際に、例えば代替案にしても、その実現性があるのかどうかという問題は、先程期間を延ばせばという話もありましたけど、その手法はともかくとして、この間かなり部会で説明しましても、お通夜みたいになっちゃって先に論議が進まないということございましたので、そこはひとつはっきりさせておきたい。それから、公共事業費、補助で40%、県単で50%削減という方向を出されてきまして、これもその兼ね合いでいきますと、いろいろと対策案等が出た場合に、そのことを織り込んで、ものごと考えてらっしゃるのかどうか。そこら辺のところも確認しておきたい。それから、一部には先程長谷工コーポレーションの問題もあるんですけども、いわゆる、利水負担金、すでに中止が決まっているところがございます。それに対して果たして、今まで払った利水負担金をいつ返してくれるんですかという、そういう声も実は出てます。ですから、そういうものに対する経費というものは、どういうふう考えてこのプログラムに処置をされているのかということも、やはり、はっきりさせとかなくはまずいんじゃないかと思っています。

それから、もうひとつは、先程来、市町村の方から言わせるとダムのほうが安いという話があって、一概にはそう言えないよという話もあったわけですけど、ひとつ考えなきゃいけないのは、確かに利水の事業者は市町村ですから、逆に言うと地方分権の時代に、なぜここで検討委員会なるものがあって、その中で県の機関が、言ってみれば村の事業に対して口出しをして、そしてお金のことで左右して、部会の代替案も出ないでなぜ結論を出そうとするのか。これがひとつの端的な背景として、論議だと思うんですよ。それは一面、私は正しい主張だと。ただ、それに対して、例えば環境の問題とか、ダムによらない方法について、こういう利水の方法がありますと、これについては裏づけがあって、一緒に検討して、そういう方向出しましょうよという本来の姿があるべき

であって、それに引っかかっているのが、今の利水者の負担、利水にかかわる支援策の問題として、何やってるんですかという問題あると思うんです。ですから、郷土沢の場合でも両論併記という部分は水質の問題と、そういう財政の問題が当然、背景にあって絡んでいる部分があって、なかなか一本化できないというところが、私は当然出てきていると思うんです。ですから、その点はやはり具体的に皆さんが自信を持って、部会の委員の皆さんが自身を持って一つの方向が出せる試案というものは、現状で判断するには極めて悩んでいるところがあるのかと。従って、期間もあることで両論併記ということに今の話しは出てるわけですけど、それについては、一定のものを、例えば結論を出す前に具体的なものを処置をする方法が私は必要ではないか。今の財政状況で、できるかできないかは問題にして、そういう意味ではどんどん、さっき言った利水の対策については具体的なものを是非、答申が出てからというのではなくて、明確にする方向を県の方としても模索をして頂きたい。これは前から言っていることですけど、そのことはお願い申し上げたいと思っています。

それから、郷土沢では一点提案申し上げたいんですけど、先程アンケートもしくは住民投票の手法について検討していると。これは賛成の人、反対の人、両方から出ている意見です。これについては、もし住民投票をやるんだというふうになった、それは部会としてやるわけじゃなくて、検討委員会にそういう報告を出したいということになるわけですけども、その場合に当然、判断となる材料というのは、今の出てる案が投票に耐えられるものかどうかという問題がひとつ出てくる。その場合、井戸水による水源といった場合に、どこを掘ればいいのか、どういう水が出てくるのかということがある程度示された上で、住民の皆さんに投げかける場合はいいんですけども、そうでない場合に、例えば、何で住民投票、なんで、こんな案で出すんだという話しになりかねない部分も私は出てくるだろうと。それについては、やはり具体的な予算に伴うことですから、ある程度検証した上で、当然県の方とすれば、村と連携しながら村の方で処理して頂くという格好に持っていかなければならない必然性が出てくるだろうと思っています。従って、将来を展望した時に、そういう利水にかかわる水源の確保策についても、どこまで踏み込むのかということも、是非具体的に検討頂きたいなということ、ちょっと申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

はい、今、竹内委員の方から、財政改革推進プログラムの中に、我々がやっていることをどう取り扱うか、それを積極的に取り組んで欲しいというご意見もございましたし、答申が出る前にも具体的な措置を模索して欲しい。そんなお話もございました。どうぞ、今の議論をひとつ頭において、次回、責任者の方のご回答の中に、頭の中に入れておいて頂きたい。そう思うんですが、よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。高橋さん。黒沢の方に移らせて頂きます。

高橋委員

いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

大きな課題があるわけですけども、それはこの脱ダムによって、現在下流の河川改修工事が行われたのが、ストップになっているという現状であります。そこで、お話を聞きますと、今の状況でもし災害が発生した場合は、災害復旧といいますが対策費といいますが、そういうものが出ないという話のようです。そうなりますと、国からも何も無いという話しになりますと、復旧というのは県がやらなくちゃいけないんでしょうけれども、それはそれとして、この再開というものは、答申をすれば再開できるのか、県の方針決まれば、再開できるのかという問題があるわけですけども、先程話が出てたように、やはり、その辺は暫定という形か何かでできるだけ早い時期に再開するべきだろうと思いますけど、その辺についての見解を教えていただければ有難い。と言います

のは、直接私の家へ下流の住民から電話が来るわけですよ。そういう問題もございますので、ひとつご審議をして頂きたい。

宮地委員長

今の話どうですか、幹事会の方、どんなふうにお考えでしょうか。そういう点は確かに今までやっていたのを止めたわけです、ストップした。そうすると不安感を余計募ることになりますが、あれは広域事業ともまだつながってはいないですね。あれは確か、平成14年度にはつながるようになるという話だったですね、確か。

高橋委員

そういう計画だったですね。

宮地委員長

はい、どうぞ。

河川課

今、工事をしていく場合、河川法の中で河川整備計画の策定というものが位置づけられているわけです。今はダムと改修というような形のセットものになって進めているわけですが、これを例えば、改修のみでやっていきましょうという場合には、いわゆる整備計画を作った段階で事業をしていくというのが基本的なスタンスになってきますので、今、例えば代替案っていいですか、そういった具体の案をある程度進める中で、それがその良い案だという形の中でお話しができれば、再開できると考えております。

宮地委員長

早く、案を作れということですか。

高橋委員

よく分かりませんが、できるだけ早い方法はないでしょうか。検討して頂きたいと思います。

宮地委員長

そうですね、難しいな。あれは、つなげるのは一部、県の単独事業も入っているんじゃないですか。

高橋委員

入ってるんじゃないでしょうかね、よく分かりませんが、その辺。

宮地委員長

はい、どうぞ。

河川課

言い方がちょっと正しくなかったような、少し訂正致しますけれども、基本的には河川整備計画の認可というものを考えているわけです。それが、工事の前提です。今の県単のお話、委員長されましたけど、県単、区間とか小さい修繕的なものは別として、ある程度の距離を持った事業というのは基本的には同じ考え方になる、いわゆる大きく改修していくようなものについては、今の河川整備計画が前提になるということになっています。

宮地委員長

そうですね。どっちも同じですか。じゃあ、部分的な手直しならできるということですか。非常に

狭いところなら。

河川課

その解釈はどこまでが全面改修で、どこからが部分改修かというのはありませんので、そういった部分的なものとか、修繕的なものというのは別扱いだと考えておりますけれども。

宮地委員長

どうぞ。

松島（貞）委員

今の話ですが、ダム+河川改修案というような計画で認可をもらって、それをダムなしで変更するというような場合に、時間的に最も短いふうに考える。例えば、年内に結論が出て、認可を取り直して、事業開始するのに最短でどれくらいの時間が必要になるかというのが一点と、今までダム+河川改修でやってきたのがダムなし案になった場合は、多分同じ河川改修と流域対策みたいな話になるかもしれませんが、計画が変わるというようなことは、上流と下流と計画が変わるということも起こり得るんだけれども、そのときのの上流の対策というのは、更に補助対象になるのかどうか、二点お聞きしたいと思います。質問の趣旨分かるでしょうか。

宮地委員長

まず、認可を取り直すのに最低でどのくらい時間がかかるかということですね。

松島（貞）委員

だから、今の黒沢川が再開できるのに年内に結論が出た場合に、もし認可取り直して、工事再開するのに最短でどのくらい時間がかかるんでしょうか。

宮地委員長

いかがでしょう。お願い致します。

河川課

検討案というか、いろいろ出たものを、整備計画を承認するには、やっぱり国交省さんの了解を頂かないとならないものですから、その協議にも相当かかるんじゃないかと、順調にいても1年はかかるんじゃないかと、個々の事例によって時間がどのということ、何とも言えませんが、少なくとも1年はかかるんじゃないかということで。

松島（貞）委員

認可に1年で、仕事を始めるのにどのくらいですか。

河川課

ですから、それによって国庫補助事業を要望をしてお金を付けてもらうということですから、それから半年、1年なりはまたかかってしまうということでございますけれども。

松島（貞）委員

2番目は、整備計画の内容が変わるんだけれども、今まではこういう案でやってきたけれども、下流は違った方法でやるということが起こり得ると思うんだけれども、それは上と下が違ってもいいのかどうかということ。

河川課

ですから、先程申した河川整備計画の中でもって、ダムありでやってたものが、今度ダムなしで

もって水系全体を見る中で、整備を承認してもらえるように代替案を作るということでございますから、それも含めてでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

河川課

おそらく、今松島（貞）委員さんが言われたのは流域対策で、例えば調整池を作るとか、それから、森林整備とか、それから水田の利用とか、そういうものがいろいろあると思うんです。手直しの意味ですか。これは答えるのちょっと難しい。手直しが補助になるか、一般論で行けば難しいと思います。新規の流域対策というのは、いわゆる、今のため池を使ってやったり、調整池を作ったりというような話ですね。それは、それぞれの事業の中のメニューで判断されていきますので、補助になるものもあるし、ならないものもあるだろうということです。

宮地委員長

あの私、判断ちょっと間違ってるかもしれないんですが、薄川の場合、要するに多目的ダムはなくなっちゃった。それで、何を考えているかということ、薄川の河川改修でいこうというんですが、それをやるのには実は奈良井川流域全体で田川の話と一緒にして、そういう計画の中でこれから考えていかなきゃいかんと、そういう話になったと私は思っております。ですから、今の話はそういう中だろうと思っています。逆に言うと薄川の場合は、奈良井川水系全体の中でのものを考えている。その計画の中の一部のやり直しだと、格好の違いだと、そういうふうに私は理解しておりますが、かえって、薄川の場合助かっているような感じも実は持ったんでございますけども、間違っていたら言って下さい。

河川課

あの箇所的には、奈良井川全体、一本で認可を取って頂いているものですから、それでいろいろ川がある、女鳥羽だとか薄川とかある。その部分の5本あるとすれば、この部分の1本だけでなく、全体がOKということでもって、基本的にはこの全体の変更をお願いすることになる。これだけ単独でということではないです。

宮地委員長

分かっております。高橋さん、この問題、よろしゅうございますか。他にも問題ございますか。よろしゅうございますか。そうすると本当、今日のちょっと具体的な議題というのよりも、むしろ皆様方のお困りの点をたくさん出して頂いたということですが、それだけに問題が現実的になってきて、それがまた難しい面も出ましたんですけども、いろいろご提言ありました。次回の検討委員会で、そういうことも含めて進めていきたいと思っております。実際問題としてそんなに時間が残っているわけではございませんので、なるべく努力をしていきたいと思っております。そうしますといかがでございましょう。他に特にこういう問題をここで意見を聞きたい、他の部会でも結構でございますが、何かございましたら、大体関連しているとは思っておりますけれども。

松島（信）委員

お願いします。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

先程、次回の検討委員会の時に県の方の財政担当の方から、もうちょっと詳しい説明をして下さ

るという話が。

宮地委員長

とにかく今まで直接、話し聞いたことございませんからね。

松島（信）委員

それで今まで新聞発表などで、脱ダム債という言葉が出てますね。これは一体なんだということは全然知らないんで、それはちゃんと具体的に教えて欲しい。

宮地委員長

我々は買わなきゃいけないのかなと思ってるんですが。

松島（信）委員

選挙の公約で水直しとか、何直しとか出てますね。それも一体なんだということも分からないと、対応できないんですよ。そういうことについても、あの、詳しく説明が欲しいなあと。

宮地委員長

そういうこと、ひとつ、よろしく願い致します。

高橋幹事長

了解致しました。

宮地委員長

それでは、他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

高橋委員

先程ちょっと出ておりましたけれども、財政の説明は部会の委員さんも是非呼んで頂きたいと、私は思います。

宮地委員長

この委員会に入るわけじゃないですね。傍聴に来て頂く。それはむしろどうでしょう。部会をこれからまだお開きになりますよね。そういう時にそういうことをやるから、是非行って、聴いてくれと、駄目ですか。呼ぶといっても。

高橋委員

その程度じゃ来ませんよ。どういう形で招集をかけないと、任意に参加してくださいというは出ないと思いますよ。ということはできませんか。

宮地委員長

できますかね。

高橋委員

五十嵐先生の話しまともにしますと、部会はもうパンクします。本当の生の話、直接話すと。

宮地委員長

招集をかけるというと、例えば、招集をかけるということは要するに金を出せということですか、旅費を、そうなりますね。

高橋委員
そうですね。

宮地委員長
例えば、車で来て下さるんなら構わないけども。何かありますか。

田中治水・利水検討室長
急なんです、手弁当で来て頂く分には異論はないんですが、例えば報償とかいう話になってきますと、ちょっと難しい。それは内部的に検討しますけど、そういったこともちょっとお考え頂ければと思います。

宮地委員長
やっぱり、部会長どうでしょう。精神条項になるかもしれませんが、そういうことをやるからは是非聴きに行って、その状況をよく理解してくれと。それはやっぱり部会として、部会長さんばかりではなくて、その部会にご出席の委員からもお口添えを頂くと、そういうことより、ちょっと、公式的にはできないと思うんですがね。

松島（信）委員
それより各部会へ、県が行った方が簡単です。

宮地委員長
ですけどね。県が説明に行く、そのことを。そうですか。

松島（信）委員
そうでなきゃ、信用もされないしね。

宮地委員長
なるほど、両方やったらいいんですな。委員会としても聞く必要あるし。ということは、今の県の方にお願ひしたことは、財政の話については、検討委員会でやるのと同じような話を、いつ準備ができるのか分かりませんが、部会へ行って是非県の方からも説明して欲しいと、積極的に。

松島（信）委員
郷土沢部会の場合は、21日が最後なんです。ですから、検討委員会より先に部会があるわけなんです。だから、21日に説明に来てくれればいわけです。

宮地委員長
なるほど。20日とか21日がありますね、みんな。

植木委員
上川、20日です。ですから、20日に来て頂ければ、ありがたいですけど。

田中治水・利水検討室長
次回の検討委員会はご存知のように、今月の25日です。それで、ひとつの方法とすれば、25日に来ていろいろ話し聞くわけですけども、その資料を次の部会なりで公表する、発表する、説明。直接、財政改革課ですか、行ってやるとかいうんじゃなくて、そういう資料でお話しするという手もあるかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

高橋委員

部会来て頂いても結構なんです、おそらくこっちで、お土産はないと思うんです。はっきり言って。そうしますと、逆に紛糾するかなという気はしておりますけど、今のダム債の話し然り、支援の話し然り、どんどん出ると思うんですよ。だけでも、おそらく答弁できませんよね。逆に、部会が紛糾しちゃうかなという懸念もないわけでもないわけです。むしろ、今、そのペーパー配ってね、その方が良いかなというような気もしてますけど。

宮地委員長

どうでしょう。

竹内委員

郷土沢の方は一応、数字的なものでは今回出されましたプログラムの前に発表されました改革方針の数値と先程、五十嵐委員が報告しました数字は比較して資料としても申し上げます。ただ、細かなプログラムの中身は申し上げておりませんが、ただ、今言われたように、ただ説明されても、更にお通夜になるのかなという感じは致します。ですから要するに、こういうことをやるという方針があってやるのであれば、審議は進むと思います。ですから、他の部会委員さんもお出ですけど、次回を最後にして、25日には報告書をこの会に提出するという段取りでやってますので、部会としては報告書に、こうして欲しいという中身について、一応盛り込もうかなと、ご意見を部会で頂いて、そういうような格好にしようかなという部会長としてはそういう気持ちはあるんですけど。

宮地委員長

答えを聞くというのは関係なしに、部会としての意思をその報告の中にできるだけ盛り込むと、そういうことですね、なるほど、どうでしょう。実際問題として、今からごたごたとやっても、むしろ検討委員会でそういう報告で押してもらって、それについて皆さん一生懸命議論したというようなことは広まっておるほうが良い。そちらがご報告出された後になっても、そういう感じがせんでもないんですけど、実際これやったからってすぐ答えが、ぱあっと、それじゃあそうしようとなるわけじゃないような気も致しますんですが、松島(信)先生、どうでしょう。今のようなことで。

松島(信)委員

勿論、竹内さんが部会長ですから、それに従うということで良いと思います。

宮地委員長

どうぞ。

松島(貞)委員

あの、先程松島(信)委員が言われた部会員の中とか地元の中に、ダムの方が地元負担も安いし、将来的に景気が良い時がくれば、またダムができるんだ、そこまで先送りしてもってというような要望があるという話と、私は財政の話とちょっと違うと思っております。と申しますのは、ダムができないのは財政のせいっていうことでなくて、私はむしろ政策的なものだと思っておりまして、県職の職員たくさんおるんで、県職員の給料3割カットしても、どうしてもダム造ると、知事がすべてを優先してダムを造るといふ知事が出れば、ダムはもしかしたら政策的にできるかもしれないという、そういう可能性がある話であって、財政がすべてを左右するというのではなくて、県の財政を中期見通しを聞くと、代替案とかいろいろなものを出しても、すぐにはできんという、そういう理解であって、ダム中止イコール財政だという結びつきではないと思っておるんです。そういう意味から行くと、松島(信)委員が言われた、ダムの造ろうという意見があったって、ダムは財政的にできんのだよということまでは財政問題では言い切れないと思ってます。これは、政策

の問題です。従って、むしろ代替案を出すとか、いろんな代替案、利水もさっきの初期投資をどこまでという問題も含めて、県の財政、極めて厳しいので早々は実現できないという、そういう理解をするための財政の話だというふうに思っております。本当なら、私は各部会へ、今、県が一生懸命、昨日市長会、今日市町村会を集めて、財政改革プログラム説明しとるとするのは、むしろ県民に説明する、しなければいけないのは、むしろ県の財政当局の方であって、そういう意味からいけば、ありのままの県の財政の姿を部会で説明する。要望があれば説明するという姿勢が県がとるべき姿勢じゃないのかなと思うんですけども。

宮地委員長

財政問題がイコールドラムを造るか、造らないかの話とは違いますね、確かに違うと思います。ただ、何をやるにしても財政はこうなんだよという話だと私思っております。ただ、実際問題として20日とか21日に部会をご計画のところへ行って、県が納得するような説明ができるかという、なかなか難しい、むしろ、そういうところは、そう申してはなんですが、むしろ報告の中にどういふことを盛り込みたいかを一生懸命考えて頂いて、そして、まだ部会として、いろいろ余裕があるところ部分では、いろんな機会を捕まえて、そういう話を県の方からもして頂く。そういうことではないんでしょうか。どうでしょう、どうぞ。

竹内委員

だからその場合に、先程申し上げたように長野モデル創造枠予算の中に、全然書いてないわけです。ですから、その辺のこともきちっとその場合に説明して頂かないと、やっぱり印象とすれば、これはやらないんだなということになると私は思いますので、これはきちんとして。

宮地委員長

その枠の話は先程、25日にはとにかくお話しを頂く。

竹内委員

ですから部会の場合、ですから25日の前に部会あるもんですから、説明されるとしてもね。

宮地委員長

ですから、25日の前の20日ごろの部会にそこまで踏み込んで説明できる準備ができるかどうかということ、ちょっと心配してるわけです。勿論、できれば、そういうこととして頂くのが一番良いと、私思っておりますけれども、それはやっぱりいろんな角度から県民に知らせることが大事なんだと思いますので、できる限りそういう努力をして頂くしかないんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう、幹事長、タイミングの問題もございますけども。

高橋幹事長

日程の問題でございますが、これからは議会が始まりますので、議会中は財政改革課の人間を外に出すことはできませんので、議会が終わってからということをお願いしたいと思います。

宮地委員長

ということは、20日と21日は無理だということですか。その頃まであるんですね。20日まで、そうですか。

高橋幹事長

20日まで。21日は出せるとは思いますけど。

宮地委員長

そうですか。

高橋幹事長

土曜日でも別に出せますので、はい、大丈夫です。

宮地委員長

県議会もあるということだと、今のお話し、とにかく知らせたほうが良いというご指示だと思いますんで、上川が20日ですか。

植木委員

20日でございます。

宮地委員長

20日。それで郷土沢は21日。郷土沢の方には少なくとも間に合わせる。但し、それを聞いたからって、もう答申は考えられるわけですよ。報告は。

竹内委員

ただ、ショックはかなりでかいと思いますけれども、2度目になりますからね。

宮地委員長

そうですね。だからそのための準備は、とにかく、こちらの方にはしといて頂くと、どうでしょう。はい、どうぞ。

高橋幹事長

長野モデル枠の中に、これがこの委員会の河川をダムにするかどうかというような関係が入るかとかという説明なら、今私からもできますけれども、必要であれば、今致しますが。

長野モデル枠というのは一般的にかなり財政が厳しいということですね。基本的にゼロベース、ゼロから見直しということですが、それでも、やはり新しい施策はやる必要があるだろうということで、一応4年間で今のところ210億円程度ということの金額で、新しい事業を行う枠を取ることとございます。基本的には知事の公約と雇用、福祉、環境、教育の範囲ということとございます。もしここで新しい案が出れば知事の公約でも水直しという中に入るかと思えますんで、その中で長野モデル枠として適当であるということ、最終的に全体を見ながら知事が判断すれば、長野モデル枠の中でできるということとございます。ただ、その枠から外れたら、ここで議論した新しいことがまったくできないかということ、そうではなくて、それは、河川課の中の既存の予算の中で、やりくりでやっていくということになるかと思っています。

宮地委員長

今のは一般論をお述べになったんだろうと、私思いますけれども、やっぱり財政改革推進プログラム、そういう長野モデルの枠ということ自身も実はあんまり皆さんが良く知ってるわけではなかったと私は思っておりますが、それでもやっぱり、そういうことは今のような話しでも結構ですが、できるだけの機会、そういう可能性を伝えて頂く。それは是非お考え頂きたいと思っております。どうでしょう。竹内さん、そういうことで。

高橋委員

各部会で、その辺は決めれば良いんじゃないでしょうか。

宮地委員長

そうですね、今のことを部会長さんもお伝え頂まして、何かこういうことをやって欲しいというようなこと強くありましたら、また、おっしゃって頂くと。いかがでしょうか。はい、そう致し

ますと、いろいろ抱えている問題についても少し話しをして頂きました。大体、この辺が今日の議論の終わりかと思うんですが、いかがでしょう。特に、皆様方、ございますか。

大熊委員

一言だけいいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大熊委員

今日、いろいろ議論して、五十嵐先生は世界の情報まで集めるとおっしゃったわけですが、今日また基本高水の議論をして、やっぱりまだ幹事団の頭は全然変わってないんだなということを強く印象を受けました。ともかく、今、新しく長野モデルでやろうということであるならば、やはり、その辺を変えていかない限りできないだろうと私は思います。やはり、少なくとも日本国中の情報は常にお集め頂いて、先程荒瀬ダムが完全撤去という話が出ていたり、それから私の耳に入っているのでは、淀川ではダムを今5つ計画があるんですけど、そのうち4つはやめちゃうよといった話も入ってきております。せっかく、長野が先頭を走っていたのに、ちょっと振り返ってみたらとっくに抜かれてたよという状況が出てくるんじゃないかという気もするんです。そういう意味でやはり、僕は国土交通省が今こうだから変えられないということではない。今、国土交通省も大きく転換しようとしていると思うんです。ですから、物事、お互いに今これだけいろんな問題で矛盾があって、ぶつかっているわけですから、それをどう解決していくか。前向きに考えて、基準がこうだからということではないんじゃないかというふうに思うんです。是非、努力して頂きたいと思います。

宮地委員長

ありがとうございました。

松島(信)委員

もうひとつ、お願いしたいんですが。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

日程の件なんですけれども、日程。

宮地委員長

今後の。

松島(信)委員

それは是非、ある程度めどをたって欲しいんです。

宮地委員長

今からちょっと、お諮りしようと思っておるんですが。

松島(信)委員

それじゃあ、良いんですけれども。

宮地委員長

他にご議論はございませんか。なければ次回その他の感じで、次回の議事予定のことをちょっと申し上げたいんですが、只今、1月と2月の各委員の予定を入れて頂いたのをお配りしておりますが、まずその前に、郷土沢も上川も12月25日の検討委員会には部会のご報告が出てくるというご予定のようなんです。

植木委員

そのように思っております。今年、年内にというところで、動いてはいるんですが、今日の議論で基本高水の問題、ちょっと出ましたね。これを部会でどう議論するかによって分からないかもしれないですね。努力目標としては、25日というのは考えておきますけれども。

宮地委員長

結構でございます。それは前からのご予定のことを申し上げたんでございます。ですから、その場で無くなってもやむを得ないんですが、予定として郷土沢と上川はその可能性が高いと考えております。それから、黒沢の方、まだ公聴会ありませんので、もう少しあとになるわけございますね。それから、様子によりますが小グループのご報告も清川の公聴会の話あたりがまとまる可能性もあると思っております。ですから、そのところが議題としては上がってくるだろうと思っております。それで、次回の日程については、前から申し上げておりますように、平成14年12月25日木曜日、これはもう前から申し上げてございます。これが今年の最後になると思っております。それで、問題は、これからあとの話しですが、2月になると県会が始まりますし、そういう部会の報告が上がってまいりますと、検討委員会でその報告をどういうふうにするかというのに時間をかけなければいけないように思います。それで、ちょっと皆様方のご予定を考えてみまして、やっぱり、いろいろと難しいところがある。少なくとも、1月中に2回くらい考えてみたいと思っております。それで、ちょっとお手元のものを参照して頂きたいんですが、1月は1月15日の水曜日が12人ご出席が可能だと、それから23日に13人ご出席が可能だということで、この間1週間しかございませんけども、部会の報告が出てきたということになりますと、そのくらい詰めておいたほうが良いだろうと私は思っております。いかがでございましょう。1月について2回、15日と23日、ご予定の中に入れておいて頂けますでしょうか。それから2月はまだよく分からないようですが、選挙のある年の2月県会は早いんだということを伺っておりますので、2月の下旬、ちょっと裏を返して頂きますと、今のところ2月の4日あたり火曜日でございますが、この辺がかなり出席が良い。多分、県会の話しは今度12月の25日にはめどがつくだろうと言っておりますけれども、今も申しました2月4日も是非これからご予定を入れないでおいて頂きたい。あるものと思って頂いたほうが良いだろうと。それからあとまた、県会に入ってしまいますから3回目はちょっと確定ではありませんが、1月の15日水曜日、それから1月の23日木曜日は抑えて頂きて、2月の4日もあるものと思って頂きたい、そういうことで良いですね。そういう方向でいかがでございましょうか。お忙しい方が多いので、大学の方も学年末になりますから、いろいろお忙しいこともあると思いますが、それから、県会の方々も議会もございまして、忙しいと思いたるがよろしくお願ひしたいと思ひます。

松島(信)委員

2月の県会は何日から何日までですか。

宮地委員長

それは12月の25日になれば、めどがつくだろうと、例年ですと、やっぱり、2月10日、その辺から始まるんじゃないかという観測のようです。今年は議員の選挙がございまして、10日くらい早まるんじゃないかという観測でしております。ですから、4日だと引かかってはいないと思ひます、多分。以上でございまして、よろしゅうございましてか。はい、それでは幹事会から何かございましてか、よろしゅうございましてか。それでは、あの、事務局から次回の時間と場所、ちょ

っと確認してください。

田中治水・利水検討室長

次回ですが、先程もお話し致しましたが、今月の25日水曜日です。時間は午前10時から一応午後4時ということで予定しております。場所は長野バスターミナル会館でございますので、よろしくお願い致します。以上です。

宮地委員長

それじゃあ、そういうことでご予定をお願い致します。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印